

宇治市
教育振興基本計画

平成 26 年 3 月
宇治市教育委員会

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画構成と計画期間	2
4 計画への市民意向の反映	3
5 計画策定の背景	4
5-1 国の教育政策の動向	4
5-2 京都府の教育施策の動向	6
5-3 本市の教育施策の方向性	7
6 本市の教育を取り巻く状況	9
第2章 教育ビジョン	13
1 教育理念	13
2 基本目標	15
3 施策体系	17
第3章 教育推進プラン	19
目標1 横の連携と縦の接続を強め、「学校の教育力」を充実させる	19
施策1 学力向上をめざす教育の推進.....	19
施策2 豊かな心をはぐくむ教育の推進	23
施策3 たくましく、健やかな身体をつくる教育の推進.....	28
施策4 特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の充実	31
施策5 就学前の子どもに関する教育の充実.....	35
施策6 教員の指導力量の向上	37
施策7 地域社会の力をいかした学校運営の推進.....	39
施策8 時代のニーズに応じた教育環境の整備	42
目標2 調和のとれた子どもの「育ち」を支える「家庭・地域の教育力」を向上させる	45
施策9 「家庭の教育力」の向上支援.....	45
施策10 「地域の教育力」の充実	48
施策11 学校教育と社会教育のつながりの強化.....	51
目標3 一人ひとりの多様な生涯学習活動を「市民の社会還元力」に発展させる	53
施策12 循環型生涯学習社会の進展.....	53

施策 13 スポーツ文化の推進.....	56
施策 14 歴史と文化の継承・活用	59
第 4 章 計画の推進.....	62
参考資料.....	63
1 宇治市教育振興基本計画策定委員会設置要項	63
2 宇治市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	65
3 宇治市教育振興基本計画策定経緯	66

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

平成18年に教育基本法が約60年ぶりに改正されました。この基本法に基づき、国は「教育振興基本計画」を策定し、向こう10年を見通した教育理念と前期5年間の施策を定めた、新しい時代の教育政策を展開しています。

しかし、この間、社会経済の大きな変化、国際化の一層の進展、本格的な人口減少社会の到来などが社会全体に大きな変化をもたらしました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、社会のあり方や人の絆、地域のつながりを見つめ直す契機になりました。

国は、こうした状況を踏まえ、“教育こそが社会全体の発展を実現する基盤である”という認識に立ち、平成25年に後期5年間の施策を定める「第2期教育振興基本計画」を策定するとともに、“21世紀の日本にふさわしい教育体制”を目指した“教育改革”への議論を始めました。

国のこうした動きと並行して、宇治市（以下、本市という。）では、宇治市教育委員会（以下、教育委員会という。）を中心に幼稚園、学校、関係機関と連携しながら、約10年にわたって「宇治市教育ルネッサンスプラン」（学校教育）（以下、ルネッサンスプランという。）、「宇治市生涯学習推進プラン」（生涯学習）、「宇治市青少年プラン」（青少年健全育成）の3つのプランを柱に教育環境の向上に努めてきました。

この3つのプランが平成25年度末に計画期間満了を迎えることから、3つのプランの成果と課題を踏まえ、「宇治市第5次総合計画」で示している目指す都市像をはじめ、国や京都府の教育施策の動向、本市が直面する様々な教育課題への対応、そして少子高齢化や家族規模の縮小といった時代の潮流を見据えながら、これからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針を示す「宇治市教育振興基本計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村教育振興基本計画」にあたります。

また、市政の最上位計画である「宇治市第5次総合計画」（計画期間：平成23～33年度）の教育分野計画に位置付けられ、教育委員会、学校、行政組織が取り組む教育指針であるとともに、市民、地域（団体）、関係機関、企業など多様な主体が幅広く教育に関わることを促す“羅針盤”の役割を果たすものです。

本計画策定にあたっては、国の「第2期教育振興基本計画」、「京都府教育振興プラン」、教育に関連する諸制度及び本市の関連施策・事業との整合を図っています。

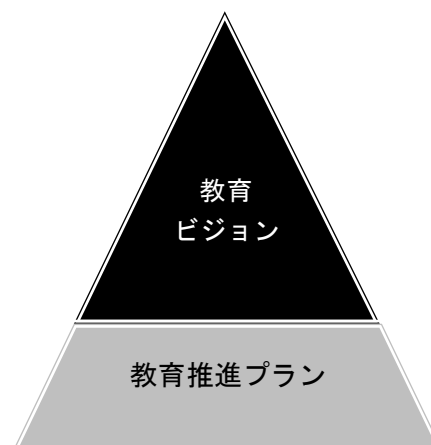
3 計画構成と計画期間

◎教育ビジョン

市の教育行政の「理念」「目標」を明らかにし、その実現に向けた「施策体系」を示します。
期間は8年間（平成26～33年度）。

◎教育推進プラン

教育ビジョンの施策体系に基づき、各施策の「現状・課題」「推進施策と主な取組」とともに、計画の「評価・推進体制」を示します。
期間は8年間（平成26～33年度）。



4 計画への市民意向の反映

これからの教育施策、とりわけ、就学前教育及び学校教育は、学校・家庭・地域の連携が基盤になります。こうした連携を進めるためには、教育機関のみならず、利用者あるいは関係者、地域の立場などから、様々な意見を反映することが求められます。

こうした認識に立ち、本計画策定にあたり、次のことを実施しました。

①アンケート調査の実施

「宇治市教育振興基本計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート」という。）を実施し、児童生徒本人及び保護者、市民、学校関係者などの意見を把握するよう努めました。

[アンケート実施概要]

調査対象	配付数	回答数	回答率	調査期間・調査方法
① 公立幼稚園4歳児クラスの保護者	105	93	88.6%	平成25年3月11日～ 3月19日 幼稚園、学校を通じて 配付・回収
② 小・中学生の保護者	953	678	71.1%	
③ 小学生・中学生	953	924	97.0%	
④ 公立幼稚園長	4	4	100.0%	
⑤ 学校長、小中一貫教育コーディネーター	64	54	84.4%	
⑥ 適応指導教室職員、特別支援教育コーディネーター、指導主事	47	32	68.1%	
⑦ 教育関係団体代表者	15	15	100.0%	
⑧ 市民	1,000	372	37.2%	平成25年3月11日～ 4月3日 郵送配付・回収
合計	3,141	2,172	69.2%	

②保護者や関係者を交えた策定協議

本計画策定にあたり、「宇治市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、保護者、学校関係者をはじめとする多角的な視点から、本市にふさわしい教育施策を立案するよう努め、委員会での協議を踏まえて策定しました。

5 計画策定の背景

5-1 国の教育政策の動向

平成18年12月22日、社会の変化と教育をめぐる課題に鑑み、新しい教育基本法(平成18年法律第120号)が公布・施行されました。

新たな基本法では、「個人の尊厳」を重んずるこれまでの理念を大切にしながら、「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」、「伝統と文化の継承」を新たに規定するとともに、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本的事項を定めています。

国は、基本法に則り、今後10年間(平成20～29年度)を通じて目指すべき教育の姿を定めるとともに、前期5年間(平成20～24年度)の「第1期教育振興基本計画」を策定しました。また、平成23年4月からは小学校において、平成24年4月からは中学校において、それぞれで新しい学習指導要領による教育を行っています。

第1期計画期間が終了を迎えた平成25年6月、5年間の政策成果を踏まえ、後期5年間(平成25～29年度)の「第2期教育振興基本計画」を策定しました。第2期計画では、産業空洞化や生産年齢人口減少などの深刻な諸課題を抱え、危機的な状況に直面するわが国においては、何もしないことが最大リスクであると捉えています。その上で、国が直面するこの危機を回避するためには『自立』『協働』『創造』の3つが理念(キーワード)であり、その実現に向けて一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていく「生涯学習社会」の構築こそ、社会全体の一層の発展を実現する基盤であるとしています。

この「生涯学習社会」の構築に向けて、教育行政は教育再生を図り、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められているとし、その責任を果たすために、生涯の各段階を貫く4つの基本的方向性と、成果目標・指標と体系的な方策を示しています。

＜教育行政の4つの基本的方向性＞

①社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～

②未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

③学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

④絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

【参考】国の第2期教育振興基本計画の概要

(1) 10年間（平成20～29年度）を通じて目指すべき教育の姿

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

(2) 今後5年間に実施すべき教育上の方策の主旨（「前文」を掲載）

- 今まさに我が国に求められているもの。それは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」である。
- グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、産業空洞化や生産年齢人口減少などの深刻な諸課題を抱える我が国は、極めて危機的な状況にあり、東日本大震災の発生は、この状況を一層顕在化・加速化させる。これらの動きは、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけている。
- これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するための一律の正解は存在しない。社会を構成する全ての者が、当事者として危機感を共有し、自ら課題探求に取り組むなど、それぞれの現場で行動することが求められる。何もしないことが最大のリスクである。幸いにして、日本には世界から評価される「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなど様々な「強み」がある。これらを踏まえて、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められている。そのためには多様性を基調とする「自立、協働、創造」の三つがキーワードとなる。
- そして、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。特に、今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものである。
- 教育行政としては、このような社会、すなわち、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、教育の再生を図り、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。このため、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。

5-2 京都府の教育施策の動向

京都府教育委員会では、平成13年に『京の子ども、夢・未来』プラン21」を策定し、「子どものための京都式少人数教育」の導入、「親のための応援塾」の開設など、国の動きに先んじて多くの教育改革に取り組んできました。

しかし、プラン策定から10余年の間、家庭や地域社会の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など様々な課題が指摘されるようになりました。

教育をめぐるこうした環境の変化と平成18年12月の教育基本法改正を踏まえ、京都府教育委員会では『京の子ども、夢・未来』プラン21」の基本的な考え方を継承しつつ、新たな教育指針となる「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」(計画期間：平成23～32年度)を策定しました。

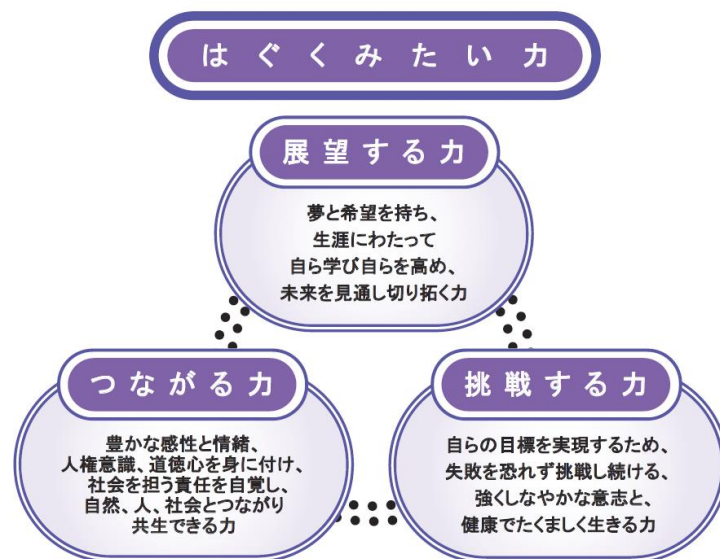
このプランは、今後10年間にわたり、2つの「目指す人間像」と3つの「はぐくみたい力」を基本理念に、京都府ならではの教育を通じて、すべての府民が生涯にわたって力強く歩み続けることを目指しています。

【参考】京都府教育振興プランの基本理念

(1) 目指す人間像

- ①歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人
- ②積み重ねられた知恵を活用し、新しい価値を創り出して世界に発信する人

(2) 「目指す人間像」に向けた3つの「はぐくみたい力」



5-3 本市の教育施策の方向性

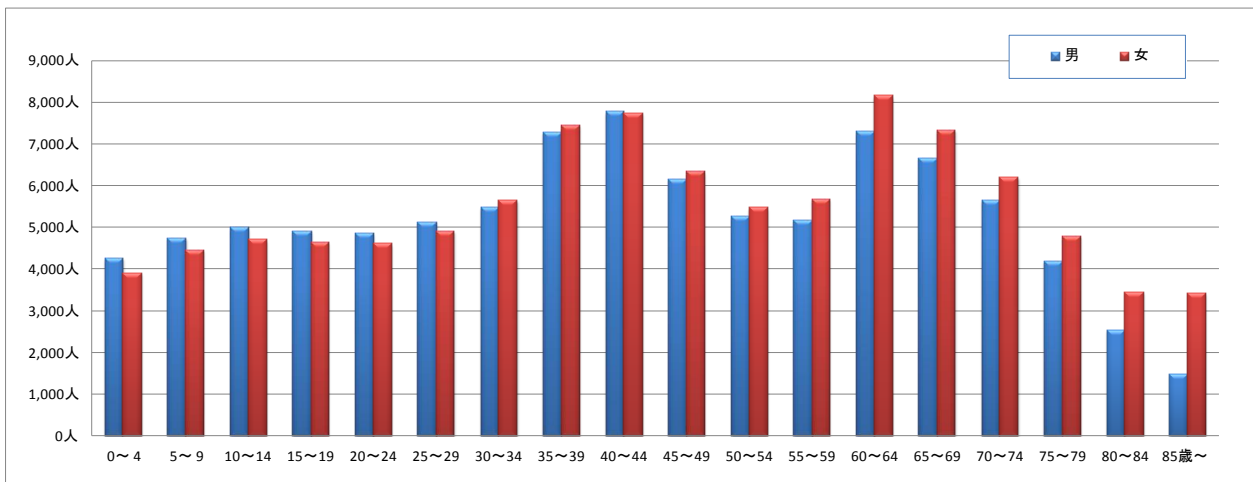
(人口の将来動向)

平成25年4月1日現在、京都府内第2位の人口規模である本市の人口は192,188人、世帯数は80,959世帯です。平成18年に比べると、人口で2,451人増加（年平均約350人）、世帯数では6,073世帯増加（年平均約850世帯）しています。

人口の年齢構成をみると、いわゆる、団塊の世代とそのジュニア世代を含む35～44歳と60～69歳が多くなっています。また、30歳代以上（40～44歳をのぞく）では女性が多くなります。

年齢3区分割合をみると、年少人口（14歳以下）14.0%、生産年齢人口（15～64歳）62.3%、老年人口（65歳以上）23.7%であり、この割合は京都府全体とほぼ同じであり、少子高齢化が進行しています。また、世帯あたり人数は2.37人に減少し、家族規模の縮小が進んでいます。

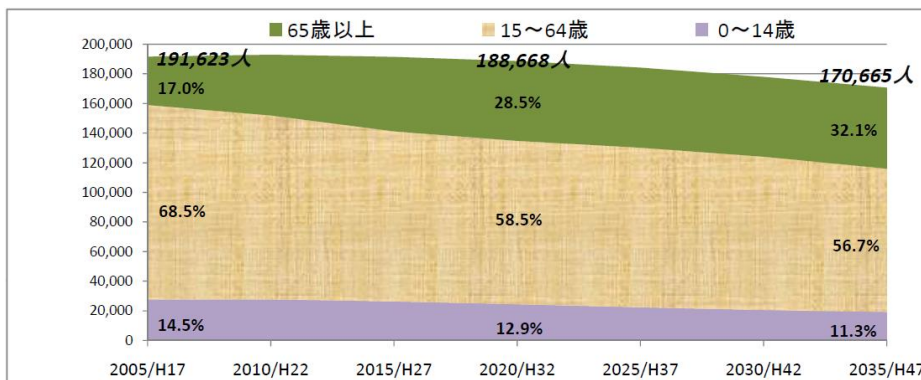
[性別・年齢別の人口構造]



(平成25年4月1日現在)

市政の最上位計画である「宇治市第5次総合計画」の推計では、人口はゆるやかに減少し、その中で少子高齢化がさらに進むと想定しており、この前提に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

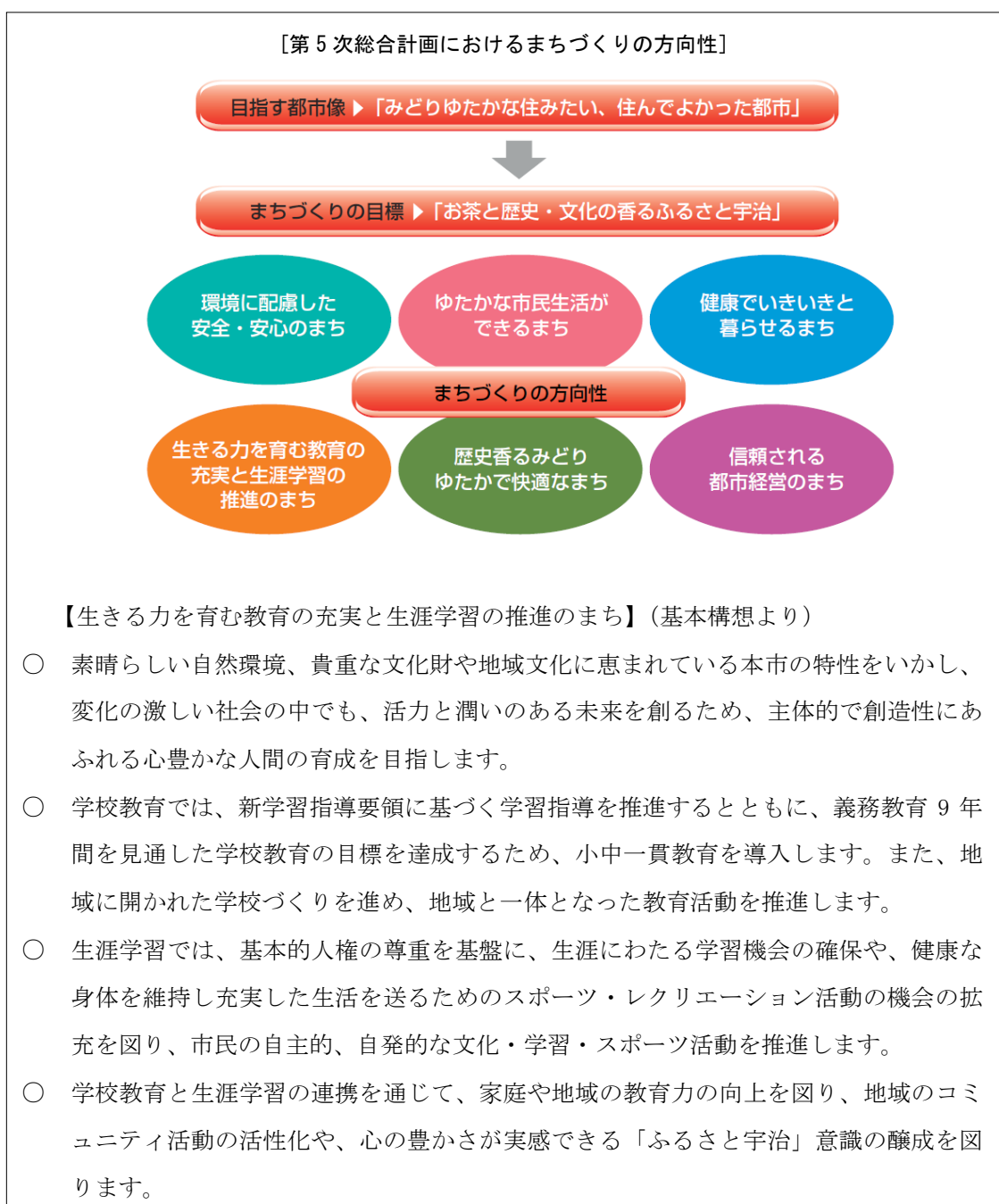
[第5次総合計画の人口推計]



(総合計画での位置付け)

「宇治市第5次総合計画」における目指す都市像は、本市の豊かな自然や歴史・文化遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることできる「ふるさと宇治」を創造していく、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」です。

この目指す都市像の実現に向けて、「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」というまちづくりの目標を掲げており、「生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち」をまちづくりの方向性のひとつとしています。



6 本市の教育を取り巻く状況

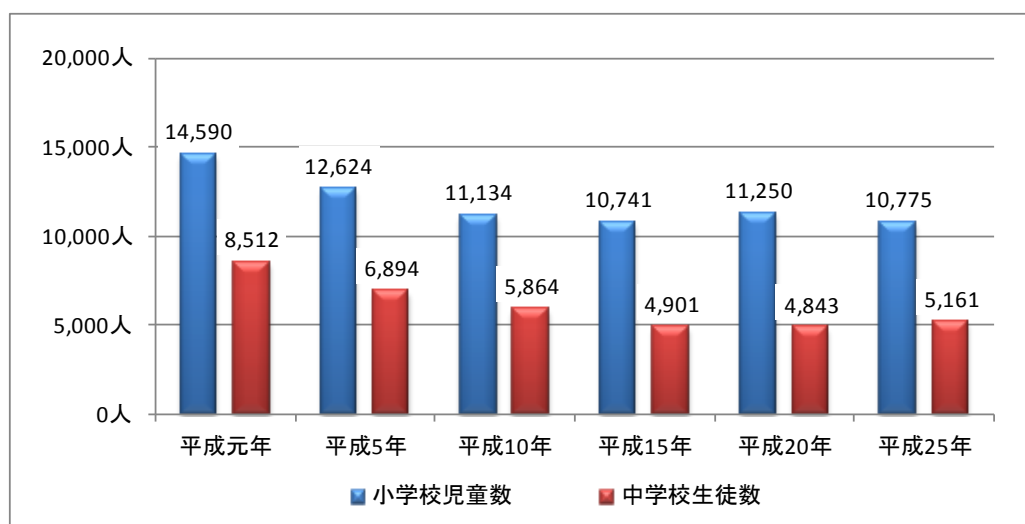
(学校数、児童生徒数)

平成25年5月1日現在、公立小学校22校、公立中学校10校を設置しています。

近年の児童生徒数は、大規模な住宅開発が行われた地域で児童生徒数が増加する学校がある一方で、複数の学年が単学級となる学校があるなど、全体としては昭和50年代後半のピーク時の約60%まで減少しています。

また、総合計画で人口減少と少子高齢化が進行すると想定していることから、児童生徒数は、今後、ゆるやかに減少する見通しです。

[児童生徒数の推移]



(各年5月1日現在)

(近年の動向)

教育委員会では、昭和40～50年代にかけて、児童生徒数の大幅な増加に対応するため学校を設置してきました。

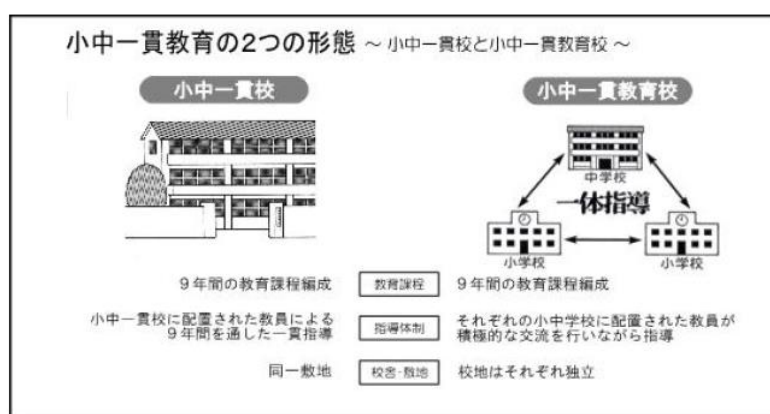
その後、児童生徒数が減少に転じたことから、平成9年から教育委員会で小規模校問題の検討をはじめました。その検討結果と国の教育改革の流れを受けて、平成13年に外部有識者などによる宇治市教育改革懇話会を設置しました。

この懇話会から「宇治市における中・長期的な教育改革プログラムの基本構想について」(平成14年3月)という答申を受けて、教育委員会では平成16年3月にルネッサンスプランを策定し、平成16～25年度までの10年間、「開かれた学校づくり」「子どもたちに確かな学力を」「子どもたちに豊かな心を」「新しい教育環境の整備」の4つを柱とする学校教育を進めてきました。

また、この間、市民及び関係機関からの2つの提言（注¹）を踏まえ、平成19年11月にルネッサンスプランの一環として「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向～NEXUSプラン～」(以下、ネクサスプランという。)を策定し、少子化と教育環境の変化に対応する新しい教育システムの構築と学校規模などの適正化に取り組んでいます。

(本市独自の教育システム)

ネクサスプランに基づき、平成24年度から“小中一貫教育を中核に据えた宇治市独自の教育システム”を本格的にスタートさせました。



本市の小中一貫教育の形態は2つに分かれます。1つは小・中学校の施設・組織・運営を一体化した「小中一貫校」(図の左)であり、平成24年度に本市初の小中一貫校「宇治黄檗学園」を設置しました。

もう1つは、小・中学校の施設がそれぞれ独立しながら教育目標や教育課程などの統一を図り、「1つの学校」として機能する「小中一貫教育校」(図の右)です。

具体的には、市全域を中学校ブロックに区分し、すべての中学校ブロックに小中一貫教育チーフコーディネーター、教科連携教員(小学校で授業を行う中学校教員)、AET(英語指導助手)を1名ずつ配置するなどして、各地域の特色を最大限にいかした小中一貫教育を進めるというものです。

また、この小中一貫教育を全市的に進めるため、「宇治市小中一貫教育推進協議会」を設置し、小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行っています。

注¹ 「新しい教育課題に対処し、教育効果をも確保できる学校の在り方及びその具体化に向けた方策」(宇治市学校規模適正化検討懇話会/平成17年3月答申)、「宇治市における小中一貫教育の方向性」(小中一貫教育基本構想検討委員会/平成18年3月答申)

(教育を取り巻く環境の変化)

社会経済の変化や時代潮流とともに、本市及び教育を取り巻く環境も変化していくことが予想されます。

そのため、こうした環境の変化を見据えながら、市民一人ひとりにまちづくりを担う力が備わるよう、生涯にわたる教育・学習環境の充実を図ることが必要です。

<p>人口減少 少子高齢化の進行</p>	<p>⇒</p>	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次代を担う人材の減少 ○ 幼稚園児数・児童生徒数の減少 ○ 上記に伴う学校・通学区域の再編 ○ 子ども一人に対する教育費の増加 ○ 高齢者を中心とした健康増進ニーズの拡大 ○ シニア層による生涯学習活動の活性化 ○ 活動意欲や社会貢献意識の高い人材の増加 ○ 後継者不足による地域活動の衰退 など
<p>家族規模の縮小 就労形態の多様化 ライフスタイルの多様化</p>	<p>⇒</p>	<p>(想定される子育て環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や地域の教育力の低下懸念 ○ 低年齢児保育、子育て支援ニーズの増大 ○ 男性の育児参加や育児休業の普及 ○ 幼児期からの多様な価値観を認め合う意識の向上 ○ 男女共同参画社会の進展 など
<p>国際化の進展 高度情報化の進展 技術革新</p>	<p>⇒</p>	<p>(求められる能力の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多国語を操る語学力 ○ 既成概念に捉われない発想力、行動力 ○ 情報リテラシー(多様な情報を整理、活用する能力) ○ 強い倫理感、高い人権意識 など
<p>国の教育改革 地方分権の推進</p>	<p>⇒</p>	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「6・3・3・4制」の見直し ○ 教育委員会の役割変化 ○ 教員数・施設などに係る市町村の裁量拡大 ○ 新しい学習指導要領への対応 など

(本市の教育施策にかかる主な課題)

本市の教育施策を展開する上での主な課題を次のように整理します。

また、これらの課題を解消し、これからの時代にふさわしい教育施策を展開するための「教育理念」を定め、理念に基づく「人間像」を確立する必要があります。

①子どもの成長を支える最適な教育環境の構築

本市の子どもたちが新しい時代を切り拓く力を備えるためには、「知」「徳」「体」の基礎をしっかりと身に付ける教育環境が重要です。

現代の子どもたちを取り巻く状況を考えると、多くの人や社会と関わる体験が特に必要といえます。そのために、より多くの市民や団体がそれぞれの立場で子どもたちの成長を支える環境とともに、幼児期から学齢期にかけての異なる成長のスピードに合わせて先進的な小中一貫教育をさらに進化させることが必要になります。

そして、中核的役割を担う小・中学校は、教育機能・拠点機能・ネットワーク機能を存分に発揮し、子どもの成長を支える最適な教育環境を構築することが求められています。

②子どもたちが健全に成長する家庭・地域環境の再生

全国各地と同様、本市においても、問題行動の低年齢化をはじめ、インターネット上の新たな問題事象(注²)などを解消する必要があり、また、不登校、ニート(注³)、引きこもりなどに対応していく必要があります。

地域のつながりが希薄化した今日の社会において、学校だけでは解決できないこうした様々な事象に対応するために、家庭と地域がそれぞれの力を取り戻し、子どもたちが健全に成長する家庭・地域環境に再生していくことが求められています。

③市民一人ひとりの力で新しい宇治を創る生涯学習環境の実現

人口減少社会を見据え、一人ひとりがこれまで以上にまちづくりや地域社会の形成に力を発揮していくことが重要になります。

本市の持つ唯一無二の歴史・文化を存分に活用しながら、地域づくりやまちづくりに対する市民の意識を高め、地域の発展に向けて誰もがその力を発揮するような、生涯学習環境を実現していくことが求められています。

注² 掲示板やメールなどのインターネット上の誹謗中傷やいじめ、出会い系サイトなどの違法・有害情報に起因する被害、子どもたちの携帯電話への依存など。(出典：文部科学省)

注³ 「ニート(NEET)」とは Not in Education, Employment or Training (就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、日本では「若年無業者」のことを指す言葉。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」。(出典：厚生労働省)

第2章 教育ビジョン

1 教育理念

古代から交通の要衝として発展してきた本市は、平安時代に貴族の別業の地として栄えたことを背景に、源氏物語宇治十帖の舞台として描かれ、華麗な王朝文化を今に伝える、他市に比類なき特長を有しています。また、宇治茶は鎌倉時代から長い歴史があり、現在も高級茶の代名詞となっています。

変化の激しい21世紀という時代にあって本市の長い歴史と伝統を次代に継承し「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」を創造するためには、「知」「徳」「体」の調和のとれた市民が育つ教育の充実がますます重要になっています。

本市の教育は、京都府内で先駆けとなる小中一貫教育と独自カリキュラムの「宇治学」を中核に据えた学校教育とともに、様々な体験活動で地域資源を活用するなど、社会教育においても地域全体で幼児期から青少年に至る子どもの成長を応援しています。また、多様な生き方や長寿社会に対応したまちづくりを目指して、生涯にわたり市民が主体的に学習やスポーツを楽しみ、歴史にふれるような環境の向上と活動成果を地域社会に還元する取組を進めています。

少子化と家族規模の縮小が進行する本市で生まれ育つ子どもには、より多くの人や社会と関わる経験が必要といえます。また、地域のつながりが希薄化した今、家庭・学校・社会が本来持つ「力」を発揮し、青少年の健全育成を目指して、子どもと子育て家庭を取り巻く様々な課題に対応することが求められています。

教育基本法の前文には、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と謳われています。

教育委員会は、これを時代に左右されない普遍的な教育の使命と認識し、憲法と教育基本法にもとづき京都府が示す教育振興プランも踏まえた上で、先進的な教育環境の充実を図り、地域全体の絆をより一層深めるとともに、「ふるさと宇治」の恵まれた自然や歴史遺産、伝統文化を基盤にして、郷土を愛し、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備えた、21世紀の社会と明日の宇治を切り拓く市民が育つ本市独自の教育を進めていきます。このため、今後8年間の教育理念を次のように定めます。

家庭・学校・社会でささえる宇治のひとづくり・まちづくり

◎教育理念◎

家庭・学校・社会でささえる宇治のひとづくり・まちづくり

◎目指す人間像◎

- ①宇治の自然、歴史、文化を守り育て「ふるさと宇治」をつくる人
- ②地域や社会と協働し、世界に誇る「あすの宇治」をつくる人

◎目指す人間像に向けた教育の基本目標◎

目標 1 横の連携と縦の接続を強め、「学校の教育力」を充実させる

- ①宇治の自然、歴史、文化を守り育て「ふるさと宇治」をつくる人
- ②地域や社会と協働し、世界に誇る「あすの宇治」をつくる人

目標 3 一人ひとりの多様な生涯学習活動を「市民の社会還元力」に発展させる

目標 2 調和のとれた子どもの「育ち」を支える「家庭・地域の教育力」を向上させる

2 基本目標

目標1 横の連携と縦の接続を強め、「学校の教育力」を充実させる

就学前から小・中学校に通う学齢期は、子どもが夢を持ち、その夢に向かって自らを高めるための基礎を形成する極めて重要な時期です。ふるさと宇治への愛着を深め、「知」「徳」「体」の調和のとれた人間に成長していくためのこの時期は、家庭とともに学校が重要な役割を担っています。

学校は豊富な教育資源、情報収集力・発信力、地域活動や生涯学習の拠点機能など、子どもの成長と市民活動を支える地域の核として有形無形の力を備えています。

時代に適した教育環境の構築に向けて、学校の教育力を存分に発揮するために、子どもにとって安らぎの場である家庭を基盤に子どもを中心に同心円的にそれぞれが教育力を発揮する「横の連携」を進めます。また、学校（園）種間の連続性を強めるとともに、社会に繋がる「縦の接続」を深め、小中一貫教育を柱にした「学び」と「育ち」の連動性を高めます。

教育委員会は、学校教育体制の充実・強化を計画的に進め、学校が地域の核となる力を最大限にいかす教育システムの構築を目指します。

目標2 調和のとれた子どもの「育ち」を支える「家庭・地域の教育力」を向上させる

子どもが生まれてから自立するまでの「育ち」を担うのは一義的に家庭ですが、その子育て家庭と子どもを支え、次代の人材を育てる基盤としての役割を担う地域社会にも注目する必要があります。

すべての市民に、「子育ての主体は家庭であり、その家庭を支え青少年を健全に育成する基盤は地域社会である」という認識の定着を図っていくと同時に、子育てと青少年健全育成に関する様々な場面で、より多くの市民が積極的に関与する環境づくりを進めます。

教育委員会を中心に保幼小中の「縦の接続」とともに、育友会・PTA、保護者会、青少年関係団体との連携、福祉・保健・医療や児童相談所・警察などの「横（分野間）の連携」など、多様な職種・人材との関係を深めながら、家庭と地域の教育力の向上に向けて、継続的で重層的な支援を進めます。

目標3 一人ひとりの多様な生涯学習活動を「市民の社会還元力」に発展させる

ますます多様化する市民のニーズに応じていくため、民間団体・事業者・大学などと連携しながら、年齢や性別などに関係なく、すべての市民が自由に知的探求、文化・芸術活動、スポーツ、健康増進、生きがいづくり、仲間づくりなどに取り組むことのできる環境づくりを進めます。

さらに、予測される少子高齢化の進行を踏まえ、増加する高齢者の学習活動の活性化や社会貢献意識の醸成を図っていくとともに、市民の主体的で自発的な活動が世代や分野を越えて連携し、広がり、社会に還元され、子どもの教育にいかされる仕組みづくり、体制づくりを進めます。

そして、一人ひとりの活力が「あすの宇治」の創造に発揮される新たな生涯学習社会を目指します。

【参考】「社会教育」と「生涯学習」について

◎社会教育とは…

○社会教育の定義（社会教育法第2条）

学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

○社会教育（教育基本法第12条）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

◎生涯学習とは…

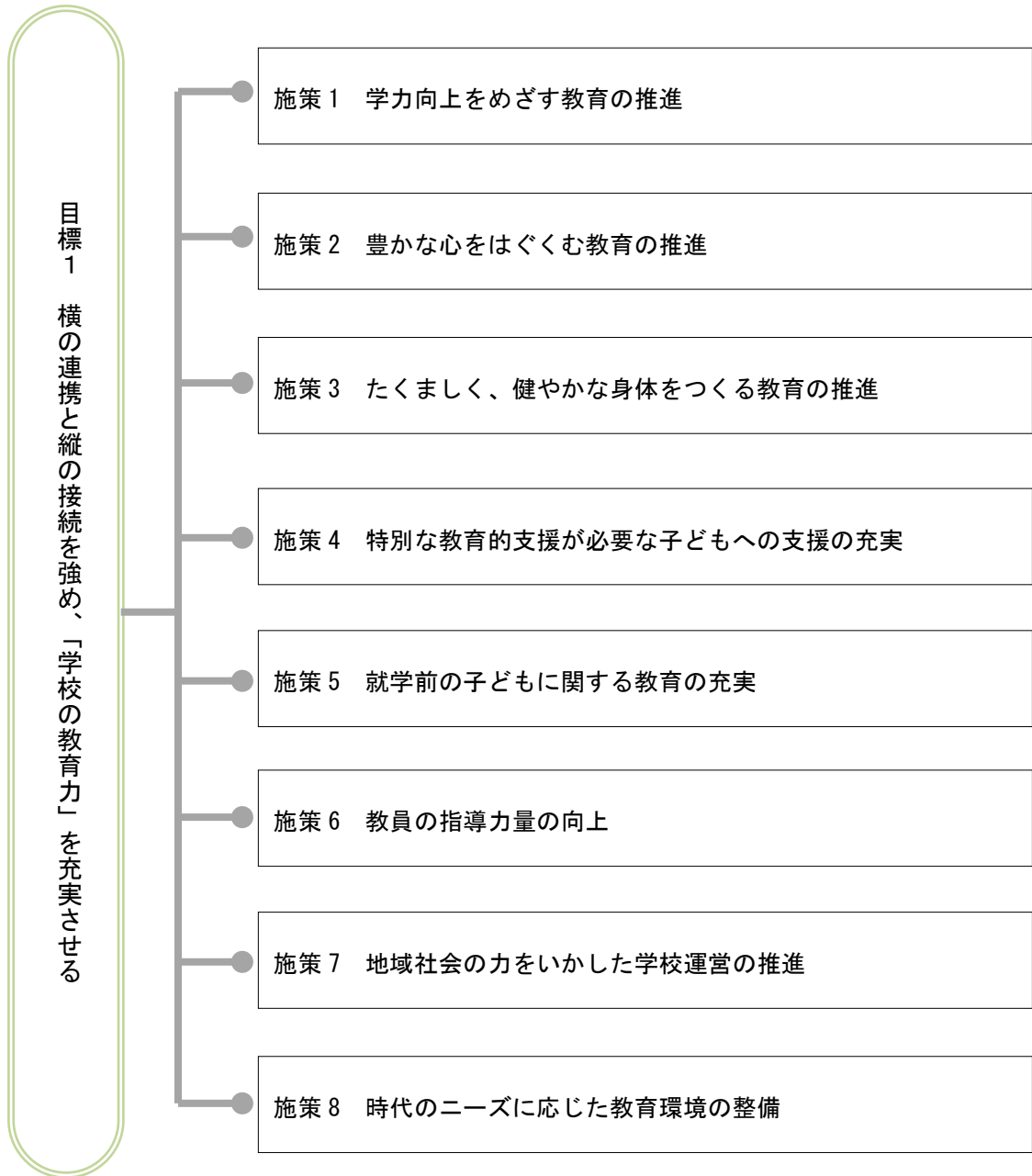
○生涯学習の理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

○生涯学習の定義（昭和56年の中央教育審議会答申、平成2年の中央教育審議会答申など）

今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、個々人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これらを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。

3 施策体系



目標2

調和のとれた子どもの「育ち」を支える
「家庭・地域の教育力」を向上させる

施策9 「家庭の教育力」の向上支援

施策10 「地域の教育力」の充実

施策11 学校教育と社会教育のつながりの強化

目標3

一人ひとりの多様な生涯学習活動を
「市民の社会還元力」に発展させる

施策12 循環型生涯学習社会の進展

施策13 スポーツ文化の推進

施策14 歴史と文化の継承・活用

第3章 教育推進プラン

目標1 横の連携と縦の接続を強め、 「学校の教育力」を充実させる

施策1 学力向上をめざす教育の推進

【現状と課題】

- ◆ 国が目指す“確かな学力”とは、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する力を指します。
- ◆ 児童生徒がこの“確かな学力”を身に付けるために、学習指導要領を踏まえた小中一貫教育カリキュラム「宇治スタンダード」を平成24年度から全面的に導入しました。
- ◆ 「宇治スタンダード」は、義務教育9年間を前期（4年間）・中期（3年間）・後期（2年間）のまとまりと捉え、その系統性を高める一貫した年間指導計画です。この計画は「(前期) 基礎的・基本的な学力の定着」⇒「(中期) 学習意欲の向上、小学校から中学校への円滑な移行、社会性や規範意識の醸成」⇒「(後期) 個性と能力を伸ばし、自己実現に向けた積極的な態度の育成」というねらいを持ち、学習指導及び生徒指導の連続性を高めることで、義務教育修了時に“確かな学力”を備え、希望進路を実現することを目指します。

小中一貫教育カリキュラム「宇治スタンダード」のまとまり



- ◆ 「宇治スタンダード」の導入に合わせて、各学校の課題に応じた少人数指導や補充学習の実施、「いしずえ学習」の時間と連携した家庭学習の定着促進なども本格的に開始しました。また、教員自身によるテーマ別研究会（市の教育研究員制度）を本市独自に開催し、指導方法をはじめ、独自教材や指導計画の研究にも取り組んでいます。

- ◆ 本市の平成 24 年全国学力・学習状況調査の結果をみると、小学生は各教科で全国平均を上回るものの、中学生は全国平均とやや開きがありました。
- ◆ 小・中学生アンケートの結果では、中学生の授業理解度のうち、「ほとんど全部わかっている」割合が小学生に比べてやや低い結果になっており、小学校から中学校に移行する際の学習指導のあり方に課題があるといえます。また、中学生の家庭学習の割合が全国平均を下回っていることも課題のひとつに挙げられます。
- ◆ 今回のアンケートの結果から、保護者・市民・教育関係者の共通認識として、学校の役割が“確かな学力”“運動能力、体力向上”“他国の文化を大切にする心”であることが明らかになりました。

[保護者、教育関係者・団体、市民アンケートに共通する、子育てにかかる役割]

<p>「学校」が最重要</p> <p>次いで「家庭」も一定の役割を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力の基礎・基本を身に付ける ● 運動能力や体力を向上させる ● 他国の文化を大切にする心を育てる
--	---

- ◆ 今後はアンケート結果も踏まえ、学校の最も重要な役割のひとつである“確かな学力”の定着に関し、「宇治スタンダード」の成果を節目節目で検証し、継続的に改善していく必要があります。また、この基礎学力を基盤にして、直面する課題を解決する思考力、自主的な学習意欲の醸成といった、自らを高め続ける力を養うことが、新しい本市を創造する人材を育成する視点からも重要になります。

[推進施策と主な取組]

① 小中一貫教育カリキュラム「宇治スタンダード」の検証と推進

- ◆ 「宇治市小中一貫教育推進協議会」において、「宇治スタンダード」の成果と課題を検証します。
- ◆ 上記の検証結果を公表し、市民意見を次年度に反映する機会を設けます。

② 学習意欲の向上（自ら学ぶ意欲・態度の育成）

- ◆ 児童生徒が自ら考え、自ら問題を解決する意欲・態度を身に付けるため、各学校の教科及び学校活動全体を通じて工夫した活動を行います。
- ◆ 各学校で、学習基盤となる安定した学級運営及び学年運営を行います。

③ 基礎的・基本的な知識・技能の定着

- ◆ 各学校で、基礎基本の徹底を図る「いしずえ学習」の成果と課題を常に検証しながら改善を進めます。

- ◆ 児童生徒が主体的な学習習慣を身に付けるため、各学校で「いしずえ学習」と連動する家庭学習を促す工夫を行います。
- ◆ 家庭での学習習慣や学習意欲を高めるため、各学校の実態を踏まえた「家庭学習の手引き」を作成します。

④ 言語活動の充実（思考力や表現力、コミュニケーション能力の育成）

- ◆ 児童生徒が社会を生き抜く思考力・判断力、さらには非言語にもよる表現力・コミュニケーション能力を身に付けるため、各学校の教育活動全体を通じて言語活動の充実を図ります。
- ◆ 全教科で「読む・考える・書く・聞く」ことの指導を徹底します。
- ◆ 「宇治市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」のもと、司書教諭や学校図書館司書を活用して、読書活動の活性化、学校図書館の充実を図ります。

⑤ 外国語活動・教科外国語の充実

- ◆ 児童生徒がコミュニケーション能力を身に付けるため、小・中学校の外国語活動・教科外国語の授業などにおいて、AET（英語指導助手）の活用の充実を図ります。
- ◆ 各中学校ブロックで、幼稚園でのAET（英語指導助手）とふれあう時間のほか、AET（英語指導助手）を学校教育以外に活用する取組を進めます。
- ◆ 教員の英語指導力向上のため、研修などの充実を図ります。
- ◆ 英語で宇治の歴史・文化を学び、伝える時間の創設、教材開発を検討します。
- ◆ 様々な文化的背景を持つ人々と共生する心を養うために、英語圏以外も含めた多様な交流事業や体験活動を通じて、国際理解・多文化共生教育を推進します。

⑥ 理数教育の充実

- ◆ 実験・観察を重視した理科教育を進めるとともに、論理的思考を伸ばす理数教育の充実を図ります。
- ◆ 大学や地域人材を活用し、児童生徒が自然や科学技術に親しむ機会の拡充を図ります。






⑦ 情報教育の充実（情報活用能力の育成）

- ◆ 小学校で、コンピュータや情報通信ネットワークなどに慣れ親しみ、基本操作を身に付けるための指導の充実を図ります。
- ◆ 中学校で、コンピュータや情報通信ネットワークなどを主体的に活用する知識・技能を身に付けるための指導の充実を図ります。

⑧ 個別指導の充実

- ◆ 小学校で、教員や学生ボランティアなど目的に応じた指導員を置き、少人数指導、個別指導、補充学習などの充実を図ります。
- ◆ 中学校で、教員や学生ボランティアなど目的に応じた指導員を置き、授業支援、補充学習、希望者を対象としたテスト前学習相談会などの充実を図ります。

● 目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
中学校入学に対する不安割合 (宇治市「小中一貫教育に係る意識等調査」における「中学校入学時に悩みやとまどいがある」と回答した児童生徒の7問平均割合)	小学校 6 年生 40.3% 中学校 1 年生 27.4% (平成 25 年度)	小学校 6 年生 30%以下 中学校 1 年生 25%以下		
家庭学習の定着度の割合 (全国学力・学習状況調査で「普段、1時間以上」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 55.1% 中学校 3 年生 61.4% (平成 25 年度)		小学校 6 年生 60%以上 中学校 3 年生 65%以上	
話し合い活動の定着割合 (全国学力・学習状況調査で「授業で話し合い活動をよく行っていますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 71.8% 中学校 3 年生 48.6% (平成 25 年度)		京都府平均以上	
学校図書館図書標準に対する図書整備率 (国で定める学校図書館の図書の整備を図る際に目標として設定した蔵書冊数標準に対する、小・中学校の蔵書冊数の割合)	78.3% (平成 24 年度)	90%	100%	
算数・数学や理科が「好き」の割合 (全国学力・学習状況調査で「算数・数学、理科の勉強は好きですか」という各質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小 6 算 63.7% 理 79.3% 中 3 数 48.7% 理 52.1% (算・数:平成 25 年度、理:平成 24 年度)		京都府平均以上	
高等学校等への進学率	99.2% (平成 24 年度)	京都府平均以上		

施策2 豊かな心をはぐくむ教育の推進

[現状と課題]

- ◆ 国が目指す“豊かな心”の育成とは、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」を育成することであり、学校教育はその一翼を担っています。
- ◆ 本市ではこれまで、道徳の時間と人権教育による「心の教育」の実施、学社連携による社会体験活動やボランティア活動を展開してきました。
- ◆ 平成24年度からは本市の歴史文化を活用した「宇治学」の時間（宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ）を小学3年生から実施し、より良い宇治を築こうとする自主的・実践的な態度を養うことに努めています。
- ◆ 不登校について、本市では、学校に行きたくとも行けないような児童生徒の個々の状況に応じた支援を組織的・計画的に行うため、小学校3年～中学校3年までの不登校児童生徒を適応指導教室（Ujiふれあい教室。平成6年7月1日開設）で受け入れ、学校生活や社会生活に適応できるよう指導・援助を行っています。
- ◆ 適応指導教室職員アンケートの結果では、増加する不登校児童生徒に対応するため、体制と環境の両面での拡充を課題に挙げています。
- ◆ 今後は、全国的に増えている発達障害にかかる支援、不登校や引きこもりへの対応といった、個別に支援が必要なケースが増えることも想定されます。そのため、個別ケースに対応できる体制の強化が課題となります。
- ◆ 不登校などへの対応を含め、青少年が成長する際の様々な事象は、家庭だけで問題を抱え込まないよう、学校・家庭・地域が協力して取り組まなければなりません。
- ◆ 青少年健全育成活動と学校教育を連動させ、青少年本人が自ら考え、行動する力の育成に取り組んでいます。
- ◆ 学校と地域で様々な取組を進めているものの、社会的な問題となっている「いじめ」の問題は本市でもみられます。また、最近ではインターネットや携帯の書き込みなどで「いじめ」に該当するケースの報告もあります。
- ◆ 今後の学校教育においては、9年間を通じて児童生徒の「心」の成長を把握しながら、一人ひとりの成長に応じた適切な指導・支援がこれまで以上に求められます。
- ◆ 今回のアンケートの結果から、保護者・市民・教育関係者の共通認識として、“豊かな心”の育成に深く関わる4項目については「家庭」が最も重要な役割を担うという認識が明らかになりました。

[保護者、教育関係者・団体、市民アンケートに共通する、子育てにかかる役割]

<p>「家庭」が最重要 次いで「学校」も一定の役割を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会のマナーやルールを教える ● 思いやりや他人を大切にする心を育てる ● 自然を大切にする心を育てる ● 規則正しい生活習慣、食生活を身に付ける
---	--

- ◆ 今後は、アンケート結果を踏まえ、少子化が進む中で子どもたちが“豊かな心”を身に付けるために、家庭と学校との連携をこれまで以上に強めていくことも学校の重要な取組になります。

[推進施策と主な取組]

①「心の教育」の充実（道徳教育、人権教育の充実）

- ◆ 9年間を通じて児童生徒がお互いの人権を尊重し、社会のルールを守り、生命を慈しむ「心」を身に付けるため、各学校で人権教育と道徳教育を中心に教育活動全体を通じて工夫した活動を行います。
- ◆ 「道徳の時間」などの授業を積極的に公開し、家庭とも連携した道徳心・規範意識の向上を図ります。
- ◆ 児童生徒が人権問題解決に向けた実践力を養うための体験学習、地域の社会人講師などを活用した学習を積極的に取り入れます。
- ◆ 教職員自身が人権感覚を磨き、人権尊重に向けた指導力を発揮するための研修などの充実を図ります。

②「宇治学」の充実（伝統・文化を学ぶ活動の充実）

- ◆ 学校が地域の特性や創意工夫をいかして、特色ある教育活動を展開するとともに、総合的な学習の時間を「宇治学」として再構成し、宇治茶をはじめとする宇治の歴史・風土・産業など教科の枠を越えた体験的な学習を行うことにより、児童生徒の自主的・実践的な態度を育成します。
- ◆ 社会人講師による出前講座の実施、市内の文化財・歴史的資料を活用した文化芸術活動など、学社連携を積極的に進めます。
- ◆ 児童生徒が行う文化芸術活動を中心とする学校行事の開催、特別活動での交流及び合同開催などの実施を検討します。

③ キャリア教育の充実（社会的・職業的自立に向けた力の養成）

- ◆ 児童生徒が社会的・職業的自立に向けた基礎能力や勤労観を身に付けるため、各中学校ブロックで地域資源を活用した活動の充実を図ります。
- ◆ 学齢期の発達段階に応じた職場体験とインターンシップなどの体験活動を、大学などと連携して推進します。

④ ボランティア学習の充実

- ◆ 様々な体験を通じて、児童生徒が豊かな感性、思いやり、公共心などを身に付けるため、各教科と連動させながら、計画的、系統的に各中学校ブロックで地域資源をいかしたボランティア学習の充実を図ります。
- ◆ 計画的な福祉施設への訪問、地域清掃活動など、各学校で地域に根ざしたボランティア学習の充実を図ります。

⑤ 環境教育の充実

- ◆ 身近なことから段階的に地球規模の視点で環境問題を捉えるようになるため、児童生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図ります。
- ◆ 各学校（園）において幼児児童生徒が自ら立てた目標に向かって全校（園）で緑化活動、ごみ分別、エコキャップ回収運動、節電・節水などの取組の充実を図ります。

⑥ いじめ防止対策の充実

- ◆ いじめの実態を把握するため、児童生徒に対して年間複数回のアンケート調査を実施します。
- ◆ 児童生徒の悩みや変容を早期に捉えるため、学校における教育相談を充実させるとともに、保護者や誰にも相談できない児童生徒などが利用できる相談窓口を設置します。
- ◆ いじめが発生した場合は、各学校のいじめ防止対策の基本的な方針により、組織的に情報を共有し、迅速な対応で指導にあたります。
- ◆ いじめの実態、態様、構造などを踏まえ、その予防、早期発見、早期対応、再発防止に向けた教職員研修をさらに進めます。
- ◆ 重大事態が発生した疑いがあるときは、いじめ防止対策推進法（注⁴）のもとで、学校や教育委員会は事実関係を調査し、警察などの関係諸機関と連携して解決に取り組みます。また、関係者に対して、事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

注⁴ 「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布同年9月施行。法によりいじめの定義を明確にし、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務の他、国や地方自治体、学校、教育委員会等の対応や重大事態への対処等を規定。

⑦ 情報モラル教育の充実

- ◆ 児童生徒をインターネット上の誹謗中傷、いじめ、ネット犯罪などの被害者・加害者にさせないための指導の充実を図ります。
- ◆ 教職員の情報モラルに対する指導力向上のため、研修の充実を図ります。(個人情報
の取扱い、SNSや無料通話アプリ等インターネット交流ツールのマナーなど)

(参考) 情報モラル

情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」のこと。

高度情報化社会では、個人が情報を扱う際に社会的責任(例えば、不確かな情報やコンピュータウイルスを広めない)と道徳的責任(例えば、インターネットの匿名性を悪用しない)が求められている。









⑧ 相談体制の充実

- ◆ スクールカウンセラーを活用し、小・中学校での相談体制の充実を図ります。
- ◆ 大学との連携強化を進め、臨床心理専攻の大学院生などによる「心と学びのパートナー派遣事業」と「メンタルフレンド派遣事業」の充実を図ります。
- ◆ 不登校の児童生徒を対象とした「ふれあい宿泊キャンプ」を実施し、自然の中での共同生活により、自立への力を養う場を提供します。
- ◆ 学校が心理的課題を抱える児童生徒及びその保護者への面接を効果的に進めるため、臨床心理学の専門家に助言を受ける「リフレッシュ教育相談」の充実を図ります。

⑨ 適応指導教室(Ujiふれあい教室)の推進

- ◆ 不登校児童生徒を適応指導教室(Ujiふれあい教室)で受け入れ、学校生活や社会生活に適応できるよう指導・援助を行います。
- ◆ 長期間にわたるケースへの対応として、教育・医療・福祉・ボランティアなど、学校と外部機関の連携強化を図ります。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
規範意識の定着割合 (全国学力・学習状況調査で「学校のきまりを守っていますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 88.9% 中学校 3 年生 91.4% (平成 25 年度)			
人権意識の定着割合 (全国学力・学習状況調査で「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 94.7% 中学校 3 年生 92.9% (平成 25 年度)		小学校 6 年生 100% 中学校 3 年生 100%	
認知されたいじめの年度内解消率	95% (平成 24 年度)			
問題行動指導実人数の率	小学校 3.59% 中学校 13.02% (平成 24 年度)			
不登校児童生徒出現率	小学校 0.48% 中学校 3.22% (平成 24 年度)			

施策3 たくましく、健やかな身体をつくる教育の推進

[現状と課題]

- ◆ 国は、生きる力を構成する3つの力のひとつに「健康・体力」を位置付けています。

(体力向上について)

- ◆ 小学校では体育クラブ、中学校では運動部活動を中心に、児童生徒の体力向上や運動習慣の定着に取り組んでいます。また、スポーツクラブや競技団体などとの学社連携を進めながら、運動やスポーツに親しむ能力や意欲の向上に努めています。
- ◆ 平成24年全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から本市の児童生徒の現状をみると、小学生の体力が全国平均とやや開きがあり、特に女子の体力に課題がみられます。中学生は男女とも概ね全国平均と同等という結果でした。
- ◆ 学校では、調査結果を受けて、運動習慣と体力向上に、より一層、取り組むことが必要です。その一方で、学校教育だけでは時間も限られることから、今後は中学校ブロックごとに学校・家庭・地域（団体）の連携強化を図り、地域全体で日常的・継続的に運動するような環境づくりに取り組む必要があります。

(健康教育・安全教育について)

- ◆ 児童生徒が生涯にわたり健康かつ安全で活力ある生活を営むため必要な資質・能力を養うため、健康教育と安全教育に取り組んでいます。
- ◆ 児童生徒の健康については、中学生で肥満割合がやや多いこと、むし歯の保有率が小・中学生ともに高いこと（注⁵）が本市の課題として挙げられます。
- ◆ 今後は、学校と地域が連携した食育を中心とした健康教育を一層進めるとともに、家庭で規則正しい生活リズムと望ましい食習慣が実践されるよう、家庭と学校との連携をこれまで以上に強めていくことも学校の重要な取組になります。
- ◆ 学校教育では、阪神淡路大震災・東日本大震災や京都府南部地域豪雨災害の教訓をいかしながら、児童生徒が自ら安全な行動や危険な環境を改善する能力と態度の養成に取り組んでいます。
- ◆ 今後も学校で安全教育を継続するとともに、地域の協力による子どもたちの安全を守る活動の継続も必要になります。

注⁵ 宇治市健康づくりプラン中間評価についての課題

[推進施策と主な取組]

① 運動習慣の定着（体力向上）

- ◆ 運動の楽しさを感じることで授業の工夫、学校活動全体を通じて運動機会の拡大を図ります。
- ◆ 小学校の体育クラブ、中学校の運動部活動の充実を図るため、地域や関係団体のスポーツ指導者との連携を進めます。
- ◆ トップアスリート・団体との交流を通じて児童生徒の競技力向上と、教員の指導力向上を図ります。
- ◆ 保護者に対し、家庭における運動機会の拡充を啓発します。

② 健康教育の充実

- ◆ 児童生徒が健康な生活を送れるよう、学校と家庭が連携して、規則正しい生活習慣の定着を促進するとともに、疾病の早期発見や感染症予防などに努めます。
- ◆ 飲酒・喫煙・薬物乱用の防止や性に関する正しい知識と望ましい行動選択ができるよう、指導の充実を図ります。

③ 食育の充実

- ◆ 各学校は学校給食や家庭科、宇治学、特別活動の時間などを活用した食に関する指導を通じ、児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けるよう、家庭や地域社会と連携した食育を推進します。
- ◆ 学校給食などで地産地消を推進するとともに、行事食を提供するなど、食を通して地域や伝統・文化への理解と関心を高めるよう努めます。

④ 安全教育の充実

- ◆ 児童生徒が災害・事故・犯罪から身を守る危険予測や危機回避能力を身に付けるため、各学校で地域と連携した防犯・防災教育の充実を図ります。
- ◆ 各学校（園）の「学校（園）安全対策マニュアル」の検証・改善、学校安全計画の策定を促進します。
- ◆ 地域ぐるみで子どもを守る体制を強化するため、「学校安全管理委員会」の運営とともに、防災教育を推進します。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
肥満傾向の割合 (健康調査における肥満傾向の児童生徒の割合)	小学校 6 年生 3.20% 中学校 3 年生 1.43% (平成 25 年度)	京都府平均以下		
体力合計点平均値 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小学校 5 年生 男子 51.73 女子 50.47 中学校 2 年生 男子 42.18 女子 48.09 (平成 24 年度)		京都府平均以上	
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、「運動やスポーツをすることは好きですか」に「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合)	小学校 5 年生 男子 92.5% 女子 84.2% 中学校 2 年生 男子 90.0% 女子 72.5% (平成 24 年度)	京都府平均以上		
0 時までには就寝する割合 (全国学力・学習状況調査で「普段、0 時までには寝る」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 95.4% 中学校 3 年生 70.3% (平成 25 年度)		京都府平均以上	
朝食を毎日食べている割合 (全国学力・学習状況調査で「朝食を毎日食べていますか」に「している」「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 94.6% 中学校 3 年生 91.9% (平成 25 年度)		京都府平均以上	

施策4 特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の充実

[現状と課題]

- ◆ 本市では、平成25年度現在、小学校21校（36学級）、中学校10校（18学級）に特別支援学級を設置しています。
- ◆ 各学校では特別支援教育コーディネーターを中心とした体制を構築しており、いきいき支援員を活用しながら、児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画などに基づく組織的・継続的な指導・支援を実施しています。また、市内の京都府立宇治支援学校との連携も進めています。
- ◆ 本市では、全国と同様に、通常の学級で授業を受けている児童生徒の中にも学習障害などの発達障害（次々頁【参考】を参照）で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増えています。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターのアンケートからは、発達に課題のある児童のすべてには対応できていない現状がうかがえます。また、最近では複雑な家庭環境により保護者との連携が困難なケースが増えている状況がみられます。
- ◆ 今後は、児童生徒の発達段階に即した支援をよりきめ細かく実施していくために、各学校での支援体制の強化とともに、小中一貫教育を進める中で、中学校ブロックごとの接続の強化が必要になります。
- ◆ 発達障害のある子どもの特性の把握と対応について、福祉・保健・医療など関連領域との効果的な連携強化を進める必要があります。

[推進施策と主な取組]

① 就学前から一貫した支援体制の構築

- ◆ 子ども一人ひとりの状況を十分に踏まえた「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を策定します。
- ◆ 幼稚園や保育所などと小学校との連携強化、福祉・保健・医療など関連領域との効果的な連携を図り、連続性のある支援体制の強化を進めます。

② 特別支援教育の充実

- ◆ 各学校で、特別支援教育の学校体制を構築するためのいきいき支援員を適切に配置します。
- ◆ 特別支援コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の確立を一層確かなものにするとともに、特別支援教育に携わる人数や専門教員の増員、教員以外で発達に課題のある児童生徒や保護者からの相談に対応する専門的な職員の配置を検討します。

③ 発達障害の早期支援

- ◆ 担任や部活動の教員が児童生徒や部員の話をよく聞いたり、日頃から児童生徒の様子を把握したりしながら、発達障害のある児童生徒への早期支援を行います。




④ 校内体制の整備・充実

- ◆ 保護者や児童生徒のニーズを踏まえ、通級指導教室の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒がクールダウンしたり、教員が話を聞いたりする場所の確保を検討します。
- ◆ 合理的配慮（次々頁【参考】を参照）に基づく支援体制の構築を進めます。

⑤ 希望に沿った進路の確保

- ◆ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育機会を確保するため、就学指導委員会による進路支援、小・中学校在学時の経済的負担を軽減する就学奨励費の支給の充実を図ります。

● 目標値・指標値

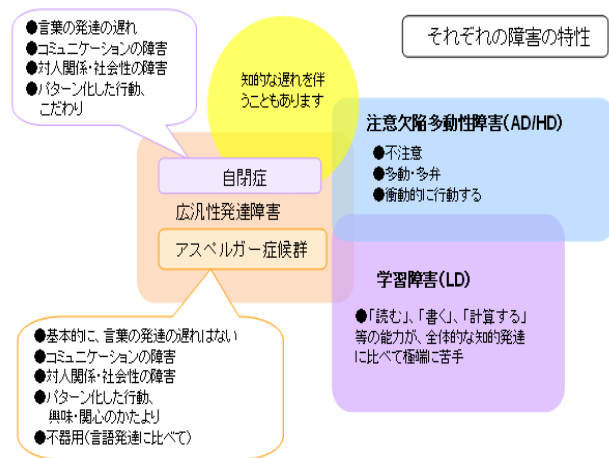
	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画作成率	小学校 58.0% 中学校 58.8% (平成 24 年度)		小学校 65% 中学校 65%	
小・中学校相談室の整備	17 校 (平成 24 年度)			

【参考】発達障害

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と、発達障害を定義しています。

本市においても乳幼児期の定期健診や義務教育進学時などである程度は把握できるものの、個人によって状態や症状の差が大きいため判別が困難です。成人になると把握はさらに困難になります。

国では、できるだけ早期から発達障害のある人に対する支援を行うため、「発達障害者支援法」を平成17年4月に施行しました。また、平成18年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」を公布し、小・中学校などで学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)など、障害のある児童生徒に適切な教育を行う旨を規定しています。



【参考】合理的配慮について

障害者の権利に関する条約の第2条に定義される「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。

「合理的配慮」の例（出典：文部科学省）

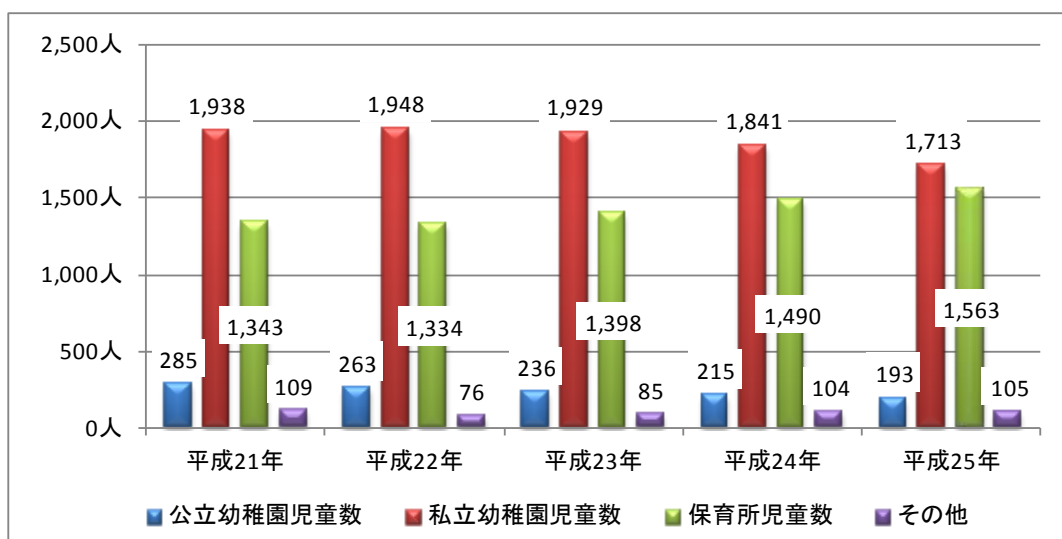
1. 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備 ・ 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保 ・ 障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置 ・ 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置 ・ 障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保 ・ 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保 ・ 一人ひとりの状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT 機器等の利用） ・ 障害の状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等）
2. 視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視） ・ 音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも） ・ 障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど） ・ 教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保
3. 聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ FM 式補聴器などの補聴環境の整備 ・ 教材用ビデオ等への字幕挿入
4. 知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保 ・ 漢字の読みなどに対する補完的な対応
5. 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保 ・ 医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備 ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ・ 障害の状態に応じた給食の提供
6. 病弱・身体虚弱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保 ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ・ 入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完 ・ 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置 ・ 障害の状態に応じた給食の提供
7. 言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ スピーチについての配慮（構音障害等により発音が不明瞭な場合）
8. 情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保 ・ 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など）
9. 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保 ・ クールダウンするための小部屋等の確保 ・ 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

施策5 就学前の子どもに関する教育の充実

[現状と課題]

- ◆ 平成25年5月1日現在、本市では公立幼稚園4園において4歳児と5歳児の教育を行っています。4園合計の在園児数は193人（全4～5歳児の5.4%）です。近年は幼稚園への就園者数が公立・私立ともに低下する一方、保育所の入所児童は毎年増えており、保育所の待機児童が発生している状況です。
- ◆ 公立幼稚園4園ではそれぞれの地域特性をいかし、乳幼児や小・中学生、お年寄りなどとの交流、地域行事への参加など、多様な体験を通して幼児の豊かな感性を養うよう努めています。

〔就学前児童の就園状況の推移〕（各年5月1日現在）



- ◆ 公立幼稚園児の保護者アンケートの結果では、幼稚園の満足度が97.8%（満足＋どちらかといえば満足）という高い評価を受けています。また、幼稚園に期待することには「他者への思いやりや生命の大切さの教育」「礼儀やルール、マナーについての教育」を上位に挙げています。
- ◆ 公立幼稚園ではアンケート結果を踏まえ、就園児の「豊かな心」の基礎を育むことを中心とした幼児教育に引き続き努めるとともに、「きめ細かな指導」や「他者と協調する力の育成」に一層取り組み、期待に応じていくことが求められます。また、幼稚園から中学校卒業まで「育ち」と「学び」の連続性を重視した教育を実践することが重要です。
- ◆ 家族規模の縮小が想定される中、保護者や未就園児家庭を対象に“子どもの育て方”や“家庭での教育のあり方”などを指導（周知）していく取組を拡充し、「家庭」が本来の役割を果たすような支援も公立幼稚園の重要な役割になります。

[推進施策と主な取組]

① 子育て支援の充実

- ◆ 保健・福祉分野と連携し、保護者や未就園児家庭を対象にした活動の拡充を図ります。(未就園児の保育活動、子育てサークルへの支援、園庭開放、保護者の交流機会の提供、子育て相談や情報提供など)
- ◆ 子ども子育て支援新制度(注⁶)のもとで、福祉部局とも連携し、幼稚園や保育所を含む全ての子どもの就学前教育のあり方について検討をしていきます。



② 公立幼稚園教育の充実

- ◆ 幼児が自我を形成する基礎的な力を養うため、各園で体験学習やボランティア活用などの地域資源をいかした活動の充実を図ります。
- ◆ 小中一貫教育との連携強化を図り、各園で特色ある幼児教育を展開します。

③ 中学校ブロックにおける保幼小中の連携強化

- ◆ 中学校ブロックごとに私立を含む幼稚園及び保育所、小・中学校の交流・連携の強化の手法を検討します。

● 目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
子ども子育て支援新制度下における、福祉部局とともに築く子育て支援策	—	支援策構築		
保育所や幼稚園、家庭と連携して交流活動を実施している小学校の校数	19 校 (平成 25 年度)		全校実施	

注⁶ 国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」などを公布(一部施行)。この法律に基づき、平成 27 年 4 月から質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供(認定こども園制度の改善)や、地域における子育て支援の充実(支援事業の拡充)に向けた新制度が本格的に始まる予定。

なお、「幼児期の学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもの対象とする教育のこと。

施策6 教員の指導力量の向上

[現状と課題]

- ◆ 小・中学生アンケートの結果から先生の評価をみると、すべての評価項目（10項目）で「評価する」割合が5割を超えています。また、10項目中、「評価する」割合が7割を超えた項目は、小学生8項目、中学生7項目に上るなど、教員の指導に対する小・中学生自身の評価は概ね良好といえます。
- ◆ 小・中学生の保護者アンケートの結果では、教職員への期待に「わかりやすい授業」「子どもの悩みへの真摯な対応」「すべての子どもへの公平な対応、適正な評価・評定」を挙げており、学習指導と生徒指導の両面への期待がうかがえます。
- ◆ 幼稚園児の保護者と小学生以下の子どもがいる保護者アンケートの結果では、学校に望むこと（学力以外）は「教職員と子どもとの信頼関係」「いじめ防止への取組」「きめ細やかな指導、教師の指導力」を上位に挙げています。
- ◆ 本市の教員は、小・中学生及び保護者の期待に応えるため、校内外の研修受講のほか、テーマ別研究活動などに積極的に取り組んでいます。
- ◆ 市独自の取組であるテーマ別研究活動は、テーマを毎年度設定し、より良い学習指導方法を研究するとともに、公開授業の実施、独自教材と指導計画の作成及びホームページでの公開などを通じて、研究成果を各学校の教育活動で実践しています。
（平成25年度のテーマ別研究活動は、学力充実研究部、学校安全研究部、外国語活動研究部、道徳教育研究部、情報教育研究部）
- ◆ テーマ別研究活動以外にも、生徒指導に関する研修助成、事例研究セミナーの開催、「生徒指導ハンドブック（宇治市教育委員会）」の活用などを通して、教員の生徒指導力量の向上に取り組んでいます。
- ◆ 今後は、小中一貫教育を進める中で、学習指導・生徒指導両面のあり方も工夫していく必要があります。一方、ここ数年で、教職員の定年による大量退職に伴い、若手教員が増加します。そのため、若手教員の指導力量の向上、中堅教員の育成が大きな課題となります。

[推進施策と主な取組]

① 市独自の教職員研修や研究活動の充実




- ◆ 教員の学習指導力量の向上を図るため、講座（一般研修、専門研修、情報教育研修など）の開催を推進します。
- ◆ 若手・中堅教員のスキルアップや生徒指導力量の向上など、喫緊の課題をテーマとした教職員研修を行います。

- ◆ 教職員に対する研修助成、事例研究セミナーの充実を図ります。
- ◆ 問題行動の低年齢化や不登校に対応するため、専門家による相談体制の確保・充実を図ります。
- ◆ 大学や企業などとも連携して、市独自の教職員研修講座や教員自身によるテーマ別研究活動の充実を図ります。

② 管理職のマネジメント能力の向上

- ◆ 管理職に求められる学校運営能力や人材育成に重点を置いた管理職研修の拡充を図ります。
- ◆ 校長のリーダーシップのもとに、副校長、教頭あるいは主幹教諭、指導教諭が教職員と協働し、質の高い学校運営に努めます。
- ◆ 教員が職務上の悩みなどを相談しやすい職場環境の構築に努めます。

● 目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
講師を招聘した校内研修実施状況 (全国学力・学習状況調査で「学校でテーマを決め、講師を招聘するなどの校内研修を行っていますか」に「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した学校数)	小学校 19 校 中学校 8 校 (平成 25 年度) ※宇治黄檗学園は小学校で計上		全校実施	
実践的な校内研修実施状況 (全国学力・学習状況調査で「模擬授業や事例研究など、実践的な研修を行っていますか」に「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した学校数)	小学校 22 校 中学校 7 校 (平成 25 年度) ※宇治黄檗学園は小学校で計上		全校実施	
教員の積極的研修参加確保状況 (全国学力・学習状況調査で「教員が、他校や外部の研修機関などの学校外での研修に積極的に参加できるようにしていますか」に「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した学校数)	小学校 18 校 中学校 9 校 (平成 25 年度) ※宇治黄檗学園は小学校で計上		全校確保	

施策7 地域社会の力をいかした学校運営の推進

[現状と課題]

(開かれた学校運営)

- ◆ 本市の各学校では学校評議員制度を導入し、また、学習指導などへの社会人講師やボランティアの導入、身近な地域での体験活動など、保護者・地域と学校教育の積極的な連携を進めています。
- ◆ 本市では、協力していただく人の固定化や高齢化がみられ、また、地域によっては学社連携に温度差があるともいわれます。
- ◆ 各学校では、より多くの人に学校運営に関わっていただきながら、あらゆる場面で学社連携を積極的に進めていくために、学校評議員制度など地域が学校運営に参画する取組の拡充、地域資源を活用する「宇治学」の充実、児童生徒の安全を守る宇治市安全・安心まちづくり推進会議や宇治市子どもの安全な生活を守るネットワーク会議の充実などが必要になります。
- ◆ 学社連携を進める一歩として、小中一貫教育の成果や課題の公表、学習達成度の状況などを含め、学校情報の積極的な発信も必要です。

(相談体制)

- ◆ 各学校では、日頃の教育活動をはじめ、保護者との連絡、定期健診、児童生徒や家庭への調査などにより、学級担任や学年主任を中心に児童生徒の生活実態を常に把握するよう努めています。また、本市独自の取組として、臨床心理学専攻の大学院生などによる学校内での相談活動や家庭訪問も実施しています。
- ◆ 学校以外の相談窓口としては教育委員会のほか、「宇治青少年こころの電話」があります。寄せられた相談にはそれぞれ適切に対処するとともに、相談事例をもとに各学校で教育環境や指導方法の改善に取り組んでいます。これらの事例は、個人情報を保護した上で校長会や教育委員会で共有し、環境改善に役立てています。
- ◆ 公立幼稚園児及び小・中学生の保護者アンケートの結果からは、教職員に日頃から児童生徒の様子をよくみて欲しいという期待がうかがえます。しかし、学校長等アンケートでは、児童生徒とじっくりと話し合う時間が少ないことを課題のひとつに挙げています。
- ◆ 保護者の期待と学校現場の実情を踏まえ、学校教育全体を通じた「心の教育」の充実とともに、児童生徒が悩みや不安をより相談しやすい体制づくりが必要です。

[推進施策と主な取組]

① 地域特性をいかした特色ある学校運営の推進

- ◆ 全国における学校運営協議会の成果と課題を踏まえ、学校評議員の積極的な活用や地域特性をいかした学校運営体制を構築します。
- ◆ 放課後子ども教室支援事業など、地域ニーズを反映した学校施設利用を進めるため学校施設の管理運営に関する地域や団体との連携強化を図ります。
- ◆ 地域特性を勘案し、学校評価ガイドラインを策定するなどして、全校で自己評価の実施、結果の公表、保護者・地域からの意見収集を実施します。
- ◆ 父親が参画しやすい体制づくりなど、各学校（園）の保護者活動の活性化を進め、学校（園）運営にいかします。

② 学校からの情報発信の充実

- ◆ 全校（園）でホームページの内容を充実します。
- ◆ あらゆる機会を捉えて、保護者・地域から学校に対する意見を収集し、収集した意見、学校運営への反映状況などを「学校だより」やホームページで随時、発信します。

③ 教育委員会独自の活動の推進

- ◆ 教員が幼児児童生徒に向き合う時間をより一層確保できるように、各学校（園）運営上の問題のうち、解決困難な課題について、専門的な指導や助言を行える学校支援チームなどの体制を整備します。
- ◆ 教育委員が学校訪問を行い、教育現場の実態を把握するとともに、住民の意志を把握する取組の充実を図ります。
- ◆ 教育委員会の自己評価と結果の公表をなお一層、促進し、その結果を反映した教育施策の充実を図ります。

④ 大学・団体・企業などとの連携の拡大

- ◆ 教科や相談体制、学校行事、教職員研修などにかかる幅広い連携を進めます。
- ◆ 大学・団体・企業などの協力により、児童生徒の多様な体験機会を創出します。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
各中学校ブロックの取組に対する学校関係者評価などの実施状況	1 中学校ブロック (平成 25 年度)		10 中学校ブロック実施	
学校支援チームの体制強化	試行 (平成 25 年度)	実施		

【参考】国における地域の学校運営支援にかかる主な制度・事業

目的	制度名・事業名	概要
①学校運営に、保護者や地域住民の意見を反映させる制度 ※それぞれの制度趣旨を整理し、地域の実態に応じて導入することを基本とする。	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民が一定の法令上の権限（学校運営方針の承認、教職員の任用に関する意見の申出等）を持って主体的に学校運営に参画するための制度。 保護者や地域住民が学校や教育委員会と、相互に交流できるシステム。各学校に導入するかの判断は、学校設置者である市町村教育委員会が行う。
	学校評議員制度	<ul style="list-style-type: none"> 校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聞くための制度。(校長の求めに応じて学校評議員が個人として意見を述べる。) 学校評議員の意見は、合議によるものではないこと、校長の意思決定に対し直接影響を及ぼすものではない点などで、学校運営協議会と異なる。
	学校関係者評価	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法施行規則の改正（平成 19 年）で、学校運営の状況に対する自己評価結果を踏まえた保護者等の学校関係者による評価の実施が努力義務化された。 学校運営協議会の下部組織として、学校関係者評価を行う組織を設けているケースもある。
②保護者・地域住民が、学校を支援する仕組み	学校支援地域本部	<ul style="list-style-type: none"> 学校を支援するため、学校が必要とする活動について、地域住民等のボランティアが協力する仕組み。法令上に役割や権限の規定はない。 校長や教育委員会に対して意見を述べるなど、学校運営そのものに参画することは、役割として想定されていない。 複数の学校に対し 1 つの本部が置かれるケース、1 つの学校に 1 つの本部が置かれるケースがある。 コミュニティ・スクールの多くでは、学校運営協議会の下に学校を支援する実働組織を置いている。
	放課後子ども教室事業	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民等の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動等を推進する。 学校の余裕教室等を活用して、「放課後児童健全育成事業【厚生労働省】」と一体的・連携して事業を実施する事例も多い。(共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法))

施策8 時代のニーズに応じた教育環境の整備

[現状と課題]

- ◆ 平成18年度に「学校施設の耐震化方針」を、平成20年度に「第2次宇治市学校施設整備計画」をそれぞれ策定し、平成20～29年度までの10年間で施設整備を計画的に進めています。
- ◆ 平成22年度からは校舎の耐震補強による環境変化、学力充実を図るための夏休みなどの学習支援の取組などを総合的に考慮し、耐震補強工事が完了した学校若しくは耐震補強工事が必要でない学校から、順次、普通教室や特別教室などに空調機の設置を進めています。
- ◆ 小・中学生の保護者アンケートの結果では、学校の施設・設備について「空調、照明、トイレなど」「耐震、防災設備など」を優先して整備することを期待しています。
- ◆ 今後は、学習環境の向上とともに保護者の意向を踏まえながら、学校の施設・設備の計画的な整備・改修を進める必要があります。
- ◆ 本市では、同じ小学校を卒業した子どもが2つの中学校に分かれて進学する「分散進学」が4つの小学校であります。小中一貫教育を推進する上で分散進学が課題となっています。

[推進施策と主な取組]

① 学校施設・設備の計画的な整備

- ◆ 「第2次学校施設整備計画」(平成20～29年度)に基づく計画的な改修を行い、以後の計画について検討を行います。
- ◆ 教育内容・教育方法などの変化に対応したより良い教育環境、学校施設の整備を進めます。

② 教育情報ネットワークシステムの整備

- ◆ 教員の情報教育指導力向上のため、研修などの充実、全校全教職員への端末機器の配備を進めます。

③ 校内体制の整備・充実

- ◆ 保護者や児童生徒のニーズを踏まえ、通級指導教室の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒がクールダウンしたり、教員が話を聞いたりする場所の確保を検討します。
- ◆ 合理的配慮に基づく支援体制の構築を進めます。

④ 小・中学校教材の充実

- ◆ 小・中学校の一般教材備品、理科教育振興備品などの充実を図り、教育環境の整備に努めます。

⑤ 登下校時の安全の確保

- ◆ 地域ぐるみで子どもを守る体制を強化するため、保護者や地域の協力により、安全確保の体制づくりを図ります。
- ◆ 関係部局と連携し、通学路の安全対策に取り組みます。
- ◆ へき地校通学対策として、スクールバスの運行を継続します。

⑥ 児童虐待防止への対応

- ◆ 児童虐待の早期発見・早期解決のための教員研修の充実、児童相談所及び関係機関との連携強化を図ります。
- ◆ 児童虐待防止法など法制度の趣旨を広く啓発します。





⑦ 就学援助の実施

- ◆ 義務教育を受ける機会を均等に保障するため、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費の支給を行います。
- ◆ 就学相談や進学相談、海外帰国・外国人児童生徒などに関する相談体制の充実を図ります。

⑧ 分散進学ของ解消

- ◆ 分散進学によって生じる課題を、小中一貫教育を推進するなかで明確にし、具体的な分散進学ของ解消策を検討していきます。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
学校の環境整備(施設面)	—			
学校施設の耐震化率	90.8% (平成 24 年度)	100%		
学校施設の空調機設置率(普通教室)	71.9% (平成 24 年度)	100%		
通学路危険箇所の安全対策実施率	41.2% (平成 24 年度)			

目標2 調和のとれた子どもの「育ち」を支える 「家庭・地域の教育力」を向上させる

施策9 「家庭の教育力」の向上支援

[現状と課題]

- ◆ 子どもの「育ち」において、家庭（保護者）の役割は極めて重要です。
- ◆ 今回のアンケートから、保護者・市民・教育関係者の共通認識として、「豊かな心」の育成に深く関わる4項目については「家庭」が最も重要な役割を担うという認識が明らかになりました。つまり、子どもが健やかに成長していくための家庭の役割が明確になったといえます。

【保護者、教育関係者・団体、市民アンケートに共通する、子育てにかかる役割】（再掲載）

<p>「家庭」が最重要</p> <p>次いで「学校」も一定の役割を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会のマナーやルールを教える ● 思いやりや他人を大切にする心を育てる ● 自然を大切にする心を育てる ● 規則正しい生活習慣、食生活を身に付ける
<p>「学校」が最重要</p> <p>次いで「家庭」も一定の役割を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力の基礎・基本を身に付ける ● 運動能力や体力を向上させる ● 他国の文化を大切にする心を育てる

- ◆ 平成24年度全国学力・学習状況調査の生活実態調査結果をみると、本市の小学6年生では「土曜日や日曜日に全く学習をしない児童割合」が全国平均値より約10%多い結果となっています。
- ◆ 中学3年生では「土曜日や日曜日に1時間より少ない時間、あるいは全く学習しない生徒割合」、「家で学校の宿題や復習をあまり、あるいは全くしない生徒割合」が全国平均値より約10~20%多くなっています。
- ◆ 今後はアンケート結果を踏まえ、望ましい生活習慣の確実な定着を図るため、小学生段階から中学生段階に至るまでの継続的な指導を、家庭と学校が連携して取り組む必要があります。
- ◆ 小・中学生アンケートの結果では、実際に「いじめられたことがある」「いじめたことがある」という回答がそれぞれ1割前後ありました。また、いじめのことを「誰にも相談しなかった」の割合は約3割に上ります。

- ◆ いじめの問題は学校だけで発生するとは限らないことから、いじめや非行などの問題に関し、家庭における教育が何より重要であり、保護者も「思いやりや他人を大切に作る心」を育てるのは家庭が最も重要であると認識しています。
- ◆ 家族規模の縮小が進む中、子どもの「豊かな心」を育む役割を家庭が十分に果たすよう、家庭教育施策を改めて見直し、本市の重要な取組と位置付けて、家庭教育の充実を図る必要があります。

[推進施策と主な取組]




① 家庭で望ましい習慣の定着促進

- ◆ 教育委員会及び関係機関が連携し、家庭で実践することが望ましい習慣の啓発活動を展開します。(例 あいさつ運動、早寝・早起き・朝ごはん運動)
- ◆ 学校から家庭に対し、子どものインターネットの利用状況を把握することやインターネットを使う際のルールづくりの大切さを伝えるなど、家庭において子どもが正しく情報機器を使うよう積極的に働きかけます。

② 「家庭教育力」を高めるための支援

- ◆ 学校・行政や育友会・PTAなどにおいて、子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座などを開催します。
- ◆ 児童生徒の相談相手は「家族」であることから、学校で開催する懇談会などを通して、児童生徒が家庭で話しやすい環境づくりを行えるよう家庭に働きかけます。
- ◆ 幼稚園などで育児に不安を持つ若い保護者のための子育て教室や、悩みごとの相談などの活動を充実します。
- ◆ ボランティアなどと協力して遊びの場を提供し、子育て学習を支援します。
- ◆ 「まなび・生活アドバイザー」の活用や、育友会・PTAが企画する「親のための応援塾」の開催を促進します。
- ◆ スクールソーシャルワーカーを活用した家庭支援を検討します。
- ◆ 教育委員会広報紙やホームページに「家庭教育コーナー」を定期的に掲載し、PTAの講演会などにおいても活用を図り、子どもの内面理解を進めます。
- ◆ 学校と家庭とが一体となり、児童生徒の家庭学習習慣を定着させるため、モデル校において教育研究を行うとともに、その成果と課題を踏まえ各学校独自の取組を行う中で、保護者の教育に対する関心を深めます。
- ◆ 親子で情報モラルについて話し合う機会をつくることや、インターネット上でいじめ被害にあった場合の対処方法を親子で決めるなど、親子の情報モラルが向上するよう、学校から家庭に積極的に働きかけます。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
家庭での話し合う機会の割合 (全国学力・学習状況調査で「家で学校での出来事を話をする」に「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合)	小学校 75.8% 中学校 63.4% (平成 25 年度)		京都府平均以上	
家庭学習の定着度の割合 (全国学力・学習状況調査で「普段、1時間以上」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 55.1% 中学校 3 年生 61.4% (平成 25 年度)		小学校 6 年生 60%以上 中学校 3 年生 65%以上	施策 1 (再掲)
朝食を毎日食べている割合 (全国学力・学習状況調査で「朝食を毎日食べていますか」に「している」「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合)	小学校 6 年生 94.6% 中学校 3 年生 91.9% (平成 25 年度)		京都府平均以上	施策 3 (再掲)

施策 10 「地域の教育力」の充実

[現状と課題]

- ◆ 「宇治市青少年プラン〈生(い)き育(い)きプラン〉」(平成16年3月策定)に基づき、青少年本人が自ら考え、行動する力を身に付けることが最も重要であるという考えから、中学生の主張大会や小学5・6年生対象にジュニアリーダー養成の体験学習、市内3か所の青少年センターの活動などを中心に青少年健全育成を進めています。
- ◆ 地域では、青少年健全育成協議会、少年補導委員会などの青少年育成の「ネットワーク」を中心として、指導者・関係団体の育成や育成活動への支援が着実に進んでいます。
- ◆ 青少年健全育成にかかる現状をみると、小学生の悪質ないたずらや中学生の暴力的事象などが発生しているものの、指導件数、延べ指導人数の推移は、小学校は微増、中学校は横ばいの傾向にあります。一方、全国的な課題となっている、いじめの問題やインターネット上の問題事象も報告されています。
- ◆ 小・中学生アンケートの結果では、この1年間、地域活動に参加した割合(よく参加+ときどき参加)は6割強、地域とのふれあいが自分のためになると思う割合(とても、ためになる+まあ、ためになる)は8割に上ります。
- ◆ 市民アンケートでは、子どもを育てる環境づくりへの協力意向(ぜひ協力+できることであれば協力)は7割に上ります。また、団体アンケートでは、すべての団体が子どもの育成に協力する意向を持っています。
- ◆ 地域の間人関係が希薄化し、地域の教育力が低下しているといわれる今日の社会では、より多くの市民や団体が様々な場面で子どもたちの成長に積極的に関わる地域社会の構築が、引き続き、重要な課題となります。

[推進施策と主な取組]

① 地域が主体となった青少年健全育成活動の推進

- ◆ 青少年健全育成協議会と市内ほぼ全域に結成されている地域青少年健全育成協議会が取り組んでいる地域に根ざした活動と次世代の地域活動を担う人材育成のための活動を推進します。
- ◆ 少年補導委員会が連合育友会・学校とともに開催している地域懇談会のネットワークをいかし、関係組織とも連携しながら、非行防止活動を含め、きめ細やかな少年補導と環境浄化活動を推進します。

② 地域と青少年の絆を深める活動の展開

- ◆ 「放課後子ども教室」や土曜日の「子どもの居場所づくり支援事業」などを実施して、子どもたちに安全で多様な体験を提供します。
- ◆ 各学校においては、地域のボランティアや社会人講師の協力により、総合的な学習の時間や課外活動などを実施します。
- ◆ 地域において異年齢の子どもたちが交流する活動の活性化、地域の祭りや清掃活動などに家族で参加するような取組を実施するよう、青少年団体をはじめ、地域の諸団体に対して働きかけます。

③ 青少年の成長を促す活動の充実

- ◆ 小学5・6年生対象の夏休みジュニアリーダー養成学習会の充実を図るとともに、地域や学校と連携してジュニアリーダーの活動領域の拡大と参加者の増加を図ります。
- ◆ 中学生自身が考え、悩み、求めていることを発表する「中学生の主張」大会では、地域や学校と連携して大会参加者の増加を図ります。
- ◆ 青少年の社会参加を促すため、成人式実行委員会を組織して宇治市成人式を開催します。




④ 地域の社会教育施設の活用

- ◆ 図書館、公民館、スポーツ施設、青少年センターなど市内にある社会教育施設は、それぞれの機能をいかし、ボランティアと協力して、青少年健全育成により一層取り組みます。

⑤ 地域人材を活用した相談活動の充実

- ◆ 青少年や保護者などが相談しやすい「宇治青少年こころの電話」の啓発に努めるとともに、相談員の専門性の向上を図ります。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
各中学校ブロックで開催する地域懇談会の平均参加人数	85 人 (平成 25 年度)	100 人		
児童生徒が地域活動に参加した割合 (全国学力・学習状況調査で「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に「参加している」と回答した児童生徒の割合)	小学校 64.5% 中学校 35.7% (平成 25 年度)		京都府平均以上	
夏休みジュニアリーダー養成学習会に参加した小学生が中学 1 年生でリーダーとして参加した人数	15 人 (平成 25 年度)	20 人		

施策 11 学校教育と社会教育のつながりの強化

[現状と課題]

- ◆ 放課後を中心とした仲間づくりの機会を子どもたちに提供する青少年センター事業の実施や、学校やボランティアなどと連携した子どもの読書活動の推進など、学社が連携する施策をはじめ、地域の協力を得て学校教育と社会教育が相互に関わり、支え合う取組を実施しています。
- ◆ 学校長アンケートでは、学校・家庭・地域の連携において特に重要なことは「学校と地域が情報を共有する体制や仕組みをつくること」「地域と学校をつなぐコーディネーターがいること」であるという意見がありました。
- ◆ 同じく学校長アンケートにて、学社連携における課題と課題解決の方策についても「地域と学校をつなぐコーディネーターの不在」「教員に新たな負担とならないような仕組みづくり」が挙げられています。
- ◆ 団体代表者アンケートでは課題と課題解決の方策として、「教師、学校、家庭、地域が連携して子どもや保護者との話せる関係作り」「教育と他分野の連携、人的交流を深く持つ」「行政、地域がともに連携し必要な情報は共有するシステムづくり」が挙げられています。
- ◆ 学校、家庭、地域、行政が総がかりで子どもの教育に取り組むことが重要であり、学社連携を推進するための仕組みだけでなく、学校教育と社会教育の架け橋となり、コーディネーターとしての役割を担う人材の確保が求められています。

[推進施策と主な取組]

① 青少年支援活動の展開

- ◆ 職員の専門性をいかし、市内3か所の青少年センター活動の拡充を図ります。(学習・文化活動、こどもクラブの育成、自由遊びや自主学習の場の提供など)
- ◆ 青少年センター、地域、団体が連携して、家庭や学校以外で、仲間づくり、リーダー育成及び多世代交流につながる多様な機会を提供します。
- ◆ 青少年指導センター、青少年センターを含め、市内の将来的な青少年支援拠点のあり方を検討します。

② 子どもの読書活動の推進

- ◆ 福祉部門の事業と連携し、乳幼児から本にふれあうきっかけづくりを推進します。
- ◆ 図書館での「おはなし会」などを通じて、子どもの読書活動の積極的な推進を啓発するとともに、家庭における絵本の読み聞かせや、家族一緒に読書を楽しむ読書運動を展開し、保護者の読書活動を推進します。
- ◆ 学校図書館司書やボランティアを活用し、学校における子どもの読書活動にかかる取組を充実させます。
- ◆ 市立図書館をはじめとする公共施設において事業を展開し、地域における子どもの読書意欲を高める活動を推進します。

③ 社会教育団体などの活動支援

- ◆ 育友会・PTAの事業である「親のための応援塾」や地域の子ども会の活動を通じて、親子と地域の大人のつながりづくりを支援します。


④ 青少年に関する状況の共有化による相談活動の充実

- ◆ 学校・園における幼児児童生徒の状況や保護者の悩み、また「宇治青少年こころの電話」に寄せられる相談概要を、教職員と電話相談員とが互いに学び共有化し、それぞれにおける相談活動をより深め、その充実を図ります。

⑤ 学校評議員制度などによる地域住民の学校運営参画推進

- ◆ 教育委員会が学校評議員の交流会等を開催し、教育活動全般について見識を広めていただくことにより、学校教育の充実を図ります。

● 目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
青少年センターの利用者数	31,977 人 (平成 24 年度)	32,000 人	35,000 人	
図書館による公共施設等への児童書団体貸出箇所数	13 箇所 (平成 25 年度)	15 箇所	17 箇所	
各中学校ブロックの取組に対する学校関係者評価などの実施状況	1 中学校ブロック (平成 25 年度)		10 中学校ブロック実施	施策 7 (再掲)

目標3 一人ひとりの多様な生涯学習活動を 「市民の社会還元力」に発展させる

施策12 循環型生涯学習社会の進展

[現状と課題]

- ◆ 生涯学習関連施設として、市内には生涯学習センター、公民館、図書館、青少年センター、歴史資料館、源氏物語ミュージアム、宇治市総合野外活動センター（アクトパル宇治）があります。これらの施設はその機能をいかして様々な生涯学習プログラムを提供しています。
- ◆ 学校施設も生涯学習の場として地域に開放されており、地域ボランティアの協力のもとに、「放課後子ども教室」や「子どもの居場所づくり支援事業」を実施しています。
- ◆ 市民自身が企画・運営する講座・教室の開催支援のほか、企業の社会貢献活動の機会を提供し、また、宇治の文化・資源をいかした「総合的な学習の時間」支援事業なども実施しています。
- ◆ 生涯学習センター事業をはじめとし、様々な生涯学習の場面で大学との連携を進めています。
- ◆ 市民アンケートの結果をみると、生涯学習や地域活動への参加は3割程度にとどまっています。また、生涯学習関連施設に期待する機能や役割として、講座や講演会、イベントなどの開催を挙げる人が5割という結果が出ています。一方で、学習活動や地域活動に参加した市民が活動で得たものは「他人とのつながり」であるとも考えられています。
- ◆ 今後はアンケート結果を踏まえ、市民が受け身の学習に留まらず、学んだことを社会に還元する社会貢献意欲の高い人材が地域に増えていくよう支援していく必要があります。
- ◆ 参加の少ない若年層を含めた幅広い世代に広報する新しい情報提供の方法、学習拠点施設の機能拡充、様々な分野との連携拡大が特に期待されています。そして、こうした学習成果や社会貢献意欲が社会に循環する仕組みづくりが必要になります。

[推進施策と主な取組]

① 生涯学習情報の的確な提供

- ◆ 生涯学習に関する情報データベースの充実を図ります。
- ◆ 市内の活動情報について、ボランティアや生涯学習及び地域活動に取り組む人から情報を収集し、これを広く提供する機会の拡充を図ります。

② 生涯学習講座の充実

- ◆ 公民館で、それぞれの地域の特色をいかした学習講座を開催します。
- ◆ 学習拠点施設の特長をいかした独自の活動の充実を図ります。
(生涯学習センター、公民館、図書館、青少年センター、歴史資料館、源氏物語ミュージアム、宇治市総合野外活動センター(アクトパル宇治))
- ◆ 宇治の歴史に根ざした源氏物語や宇治茶を学ぶ講座など、市民の学習意欲を新たに掘り起こすような講座を開催します。
- ◆ 人権教育及び人権啓発の視点を取り入れた講座等を開催します。
- ◆ 図書館は、市民の自主的・自発的な学習活動や情報活用能力の向上を支援するため、関係機関などと協働して、多様な学習機会を提供します。
- ◆ ICT(情報コミュニケーション技術)を活用して、いつでもどこでも学習できる環境づくりに取り組みます。

③ 市民・地域活動への支援

- ◆ 「うじ市民活動サポート事業」や、毎年開催している「市民まなびの集い(宇治まなびんぐ)」など、市民が企画・運営する事業を支援・協力します。
- ◆ 講座履修後に自主的な活動につながるよう、個人やグループに対する活動継続支援の充実を図ります。
- ◆ 障害者の社会参加を目指した学習活動を推進します。
- ◆ 生涯学習センターでは、学習の成果や社会経験をいかせるよう「セカンドライフ相談・交流会」などを開催し、地域活動に取り組むことを支援します。
- ◆ 公民館では、地域住民や登録サークルに呼びかけ、学習成果を社会に還元する取組を行うよう、機会の提供やコーディネートに努めます。
- ◆ 図書館では、図書館におけるボランティア活動を支援し、活動の機会や場所を提供します。また、地域・家庭文庫・集会所などでの本の貸出やおはなし会などの活動を、継続して支援します。

④ 生涯学習施設の機能拡充

- ◆ 市民要望に応える学習拠点施設とするため、施設・設備の機能拡充と計画的な改修を進めます。
- ◆ 生涯学習や市民活動を行う団体などが活動拠点として使用できるよう、学校施設をはじめ既存施設の一層の活用を図ります。





⑤ 学習成果が循環する仕組みの再構築

- ◆ 「宇治市生涯学習人材バンク」の利用者増加を目指します。
- ◆ 自主的な学習活動やイベントでの学習成果の発表など、学びの循環を促す仕組みの充実を図ります。

⑥ 質の高い生涯学習環境の推進

- ◆ 質の高い生涯学習活動が実施されるよう、生涯学習審議会などの円滑な運営を図り、審議内容や研究報告を今後の施策展開に活用します。
- ◆ 多分野の市民団体のネットワークが広がるよう、交流機会の拡大や情報共有化を進めます。

● 目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
生涯学習センター・公民館事業に参加協力する市民団体数	226 団体 (平成 24 年度)	250 団体		
総合野外活動センターの来場者数	97,870 人 (平成 24 年度)	102,000 人		
図書館の年間総貸出冊数	853,516 冊 (平成 24 年度)	960,940 冊		
人材バンクの利用率	25.5% (平成 24 年度)	30%		

施策13 スポーツ文化の推進

[現状と課題]

- ◆ 高齢者人口の増加、団塊の世代の大量退職などを背景とし、市民の健康に対する関心の高まりやライフスタイルの変化からスポーツ・レクリエーションに対する関わり方やニーズは多様化しています。そのため、心身両面にわたる健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会形成に寄与するスポーツの推進は非常に重要なものとなっています。
- ◆ 市民アンケートの結果では、8割以上の市民が運動やスポーツをしたいと回答していますが、週に1日以上運動やスポーツをしている市民は約3割にとどまっています。教育委員会はこの数値が5割以上となることを目指し、事業を実施しています。
- ◆ 多様化するニーズに対応するためには、(財)宇治市体育協会や宇治市体育振興会連合会をはじめとする関係団体との連携を緊密に図り、市民の主体的・自発的な活動を支援し、継続的にスポーツに親しめるよう、地域におけるスポーツ活動を一層推進することが求められています。
- ◆ 黄檗公園、西宇治公園などの体育施設の有効な活用に努めるとともに市立小学校、中学校の学校体育施設の開放事業を実施し、スポーツ・レクリエーション活動の場の確保を行っています。
- ◆ スポーツ活動における成果が「健康のため」という目的だけにとどまることなく、地域コミュニティの発展など幅広い効果をもたらすことができるよう、「スポーツ文化」としての定着を目指した活動を行っていく必要があります。

[推進施策と主な取組]

① 生涯スポーツの推進

- ◆ 週に1回以上運動やスポーツをする市民の割合を高めるため、市主催イベントなどを通して運動機会の提供を行います。
- ◆ 市民や地域が主体となってスポーツを楽しむことを支援するため、関係団体と連携してスポーツ大会、初心者向けスポーツ教室、障害者スポーツ大会、地域ごとの運動会などを実施します。

② 関係団体への支援

- ◆ 市民が主体的に取り組む生涯スポーツと競技スポーツの環境づくりのため、体育協会・体育振興会連合会・スポーツ推進委員協議会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブなどの自主的な活動を支援します。

③ 体育施設の機能拡充

- ◆ 市民・地域のスポーツ活動の拠点となるよう、学校施設をはじめ既存施設の一層の活用を図ります。
- ◆ 市民要望に応える体育施設とするため、都市整備部門と連携し、施設・設備の機能拡充、計画的な改修を図ります。

④ スポーツに関する情報提供・相談体制の充実

- ◆ 市民スポーツの活性化のため、スポーツに関する情報を積極的に収集し、市民に発信します。
- ◆ 校区ごとに委嘱しているスポーツ推進委員の指導力向上を図るとともに、スポーツ推進委員と連携し、スポーツをしたい人、支えたい人が気軽に相談できる体制の確立に努めます。

⑤ スポーツイベントの開催

- ◆ 関係団体と連携協力し、本市のスポーツ文化の発展及び観光の活性化につながるスポーツイベントを開催し、新たな誘致に努めます。




⑥ スポーツボランティアの普及

- ◆ スポーツの技能を広く伝えるため、「宇治市生涯学習人材バンク」の有効な活用を図ります。
- ◆ スポーツ指導者の充実やマラソン大会などのスポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアの育成を図ります。
- ◆ スポーツボランティアの情報を集約し、市民がボランティアとしてスポーツを気軽に楽しむ環境をつくります。

⑦ トップアスリートを活用したスポーツの推進

- ◆ 京都府やスポーツ関係団体が実施するトップアスリートの派遣事業などの積極的な活用に努め、市民のスポーツに対する関心を高めます。
- ◆ 本市で開催される全国大会やプロスポーツの試合の情報を市から発信するなど、「観る」スポーツの発展を通して、さらなるスポーツ文化の定着を目指します。
- ◆ 本市がホームタウンとなっている京都サンガF.C.とスポーツのみならず様々な分野で協働することにより、市民のスポーツへの関心を高めます。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
市主催等による各種スポーツ大会・教室・ひろば等参加者数	42,373 人 (平成 24 年度)			
成人で週 1 回以上スポーツをする人の割合	30.3% (平成 24 年度)		65% (国のスポーツ 基本計画の目標 値)	現状値 は市民 アンケ ートの 回答に よる

【参考】「スポーツ文化」とは

スポーツは、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与する世界共通の人類の文化ととらえ「スポーツ文化」と表記しております。

施策 14 歴史と文化の継承・活用

[現状と課題]

- ◆ 本市には、国宝の平等院鳳凰堂、宇治上神社に代表される文化財が数多く点在します。教育委員会では、貴重な埋蔵文化財の保護、文化財の保護・活用、伝統文化の継承に関する調査研究を進めています。
- ◆ 市内の貴重な歴史資料を保護・活用する施設として宇治市歴史資料館が、また源氏物語と平安文化を中心に資料の収集展示・情報発信を行う施設として源氏物語ミュージアムが開館しており、ともに特別展・企画展や講座・講演会などを通じた市民の文化意識の醸成とともに、学校の「宇治学」と連携した郷土学習への支援や、源氏物語をいかした古典への造詣を深めるための学習機会の提供を行っています。
- ◆ 歴史・文化についての市民アンケートの結果では、世界遺産以外の文化財を知らないと答えた割合が6割を超えました。
- ◆ 歴史資料館の事業に行ったことがある、または参加したいと答えた人の割合は5割を超えました。
- ◆ 源氏物語ミュージアムに入館経験がある、機会があれば入館したいと答えた人の割合は8割近くに上りました。
- ◆ 千年の歴史と貴重な文化を継承するためには市民の関心・理解・協力が不可欠です。そのため、歴史文化に関する市民意識の向上が引き続きの課題といえます。
- ◆ 今後は、各生涯学習施設・学校・文化団体などとの連携を一層進めるとともに、歴史資料館と源氏物語ミュージアムの教育的機能を活用した学習機会の充実が必要になります。

[推進施策と主な取組]

① 市民の歴史文化への意識向上

- ◆ 学校教育や生涯学習講座などと連携しながら、本市の歴史文化に関する市民意識の向上を図ります。
- ◆ 市民・地域の関心を高めながら、宇治川太閤堤跡の保存活用、文化的景観の保護に努めます。
- ◆ 専門的・学術的な文化財の価値を市民にわかりやすく伝えるため、大学や研究機関と連携し、多様な手法で啓発を進めます。

② 歴史資料・伝統文化の収集・保存

- ◆ 本市の貴重な文化財、伝統文化、郷土芸能を次世代に伝えるため、関係機関との連携と市民の協力を得ながら、文化財指定と埋蔵文化財の発掘調査を着実に進めます。
- ◆ 歴史的・文化的資産の散逸・消失を防ぎ、活用を図るため、歴史資料のデジタル化（宇治デジタルアーカイブ）を進めます。
- ◆ 貴重な文化財を保護するため、文化財所有者に対し、補助制度を周知します。また、文化財所有者の経済的負担を軽減する制度の導入を検討します。
- ◆ 地域の歴史文化を守るため、自治会及び市内外で関心を持つ人に広く呼び掛け、伝統文化や郷土芸能の継承と将来の人材育成を図ります。

③ 歴史資料館の充実・活用

- ◆ 本市の歴史を現代に伝える古文書や民具などの貴重な歴史資料の調査・保存の充実を図ります。
- ◆ 宇治の歴史を市内外の人々に広く周知するため、特別展、企画展、出張展示を定期的に開催します。宇治学の構成要素となる基本的かつ共通の情報を発信します。
- ◆ 歴史資料館の教育普及活動を充実し、各小学校の総合的な学習の時間及び社会科の時間に向いて授業をしたり、また、公民館の生涯学習講座とも連動させながら、市民の郷土意識（ふるさと宇治）の向上につながるよう努めます。


④ 源氏物語ミュージアムの充実・活用

- ◆ 本市の誇る文化を市内外の人々に広く周知するため、平安文化を代表する源氏物語を様々な視点で捉えた企画展を定期的に開催します。
- ◆ 基本となる入門講座や連続講座に加えて、市民の多様な学習ニーズに対応するために体験型の事業や習熟度に応じた講座などに取り組みます。また、市内小・中学校の「宇治学」の時間、公民館の生涯学習講座などに協力し、市民の郷土意識（ふるさと宇治）の醸成につながるよう努めます。
- ◆ 「古典の日（毎年11月1日）」の法制化を踏まえ、古典に関する学習機会の提供を進めます。特に次代を担う小・中学生を対象とした古典の入門や、古典に親しむきっかけづくりとなる事業を展開します。

⑤ 関係機関の連携強化

- ◆ 教育以外の部門とも連携し、情報交換及び共有に努めます。

●目標値・指標値

	現状値	目標値・指標値 (平成 29 年度)	目標値・指標値 (平成 33 年度)	備考
重要文化的景観地区選定面積	228.5ha (平成 24 年度)	520.0ha		
歴史資料館収蔵資料目録の刊行数	15 集 (平成 24 年度)	20 集	年 1 冊の刊行と デジタル化	
源氏物語ミュージアム企画展示数	企画展 5 回 (平成 24 年度)	企画展 5 回	特別企画展の開 催(5 年毎)	
源氏物語ミュージアム講座開設数	25 講座 (平成 24 年度)	27 講座	30 講座	

第4章 計画の推進

① 的確な情報の発信と学校・家庭・地域との連携

教育施策の推進にあたっては、学校・家庭・地域（団体・大学・企業を含む）がそれぞれの役割を果たし、相互の協力と連携によって、目標を達成することができます。

そのため、教育委員会は、学校教育と社会教育のつながりを強化し、組織的・一体的な取組を進めるとともに、各施策の意義や目的、進捗状況などの情報発信を積極的に実施し、学校・家庭・地域との連携を図ります。

② 計画の推進

教育委員会を中心に、行政内の関連部署と緊密に連携し、本計画の着実な推進を図ります。また、国・京都府をはじめ、庁外を含む関係機関と積極的な連携を図り、最新の知見をいかした、より質の高い教育施策に努めます。

教育委員会において、本計画の進捗状況について、毎年度点検・評価し、施策の効果・成果、課題の検証を行い、計画の目標を達成するため必要な対策を講じます。

今回の教育振興基本計画は、本市が8年間に取り組むべき具体的方策について示すものであることから、策定から8年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定します。

なお、特段の事由がある場合には計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改定します。

参考資料

1 宇治市教育振興基本計画策定委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく宇治市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、宇治市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会の次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

- (1) 基本計画の策定に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 青少年関係者
- (4) 宇治市立幼稚園、小学校及び中学校代表
- (5) 宇治市立幼稚園、小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (6) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命した日から平成26年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要項は、平成24年11月1日から施行する。

2 この要項による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

3 この要項は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

2 宇治市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(平成 24 年度～平成 25 年度)

(◎委員長 ○副委員長 敬称略)

区分	氏名	備考
学識経験者	◎森川 知史	京都文教短期大学 教授
	高乗 秀明	京都教育大学 副学長
幼小中学校代表	小山 妃	木幡幼稚園 (園長)
	○大井 悟	菟道第二小学校 (校長)
	本田 慶裕	神明小学校 (教頭)
	江口 勝彦	南宇治中学校 (校長)
	森 義明	西宇治中学校 (教頭)
幼小中保護者代表	田中 智加	
	栗田 直樹	
	中田 美鈴	
青少年関係代表	鳶 繁行	宇治市青少年健全育成協議会会長
産業界代表	森下 康弘	共栄製茶(株)会長
社会教育委員	門脇 洋子	宇治市生涯学習審議会委員から選出
	向山 ひろ子	
	石田 光春	
スポーツ関係団体代表	清水 桂子	
学識経験者	桑原 千幸	
行政関係	中谷 俊哉	宇治市教育委員会教育部長
事務局	宇治市教育委員会事務局教育総務課	

3 宇治市教育振興基本計画策定経緯

年月日	会議内容等	内容
平成 25 年 2 月 14 日	第 1 回宇治市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇治市教育振興基本計画策定の趣旨 ○ 宇治市教育振興基本計画策定のスケジュール ○ アンケート調査の概要 ○ 自由討議
平成 25 年 3 月 11 日～ 4 月 3 日	● 「宇治市教育振興基本計画策定のためのアンケート調査」の実施	
平成 25 年 3 月 29 日	第 2 回宇治市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査の回収状況 ○ 現行 3 プランの現況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇治市教育ルネッサンスプラン ・ 宇治市青少年プラン ・ 宇治市生涯学習推進プラン ○ 宇治市教育振興基本計画書構成（案）
平成 25 年 5 月 27 日	第 3 回宇治市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇治市教育振興基本計画にかかる分野別の現況 ○ アンケート調査の結果報告 ○ 第 2 章「教育ビジョン」について
平成 25 年 7 月 23 日	第 4 回宇治市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 2 章「教育ビジョン」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念 ・ 基本目標 ・ 施策体系 ○ 第 3 章「教育推進プラン（案）」について
平成 25 年 8 月 28 日	第 5 回宇治市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇治市教育振興基本計画（案）について ○ 第 2 章「教育ビジョン」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念 ・ 基本目標 ・ 施策体系 ○ 第 3 章「教育推進プラン」について
平成 25 年 11 月 22 日	第 6 回宇治市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇治市教育振興基本計画（案）について

参考資料

年月日	会議内容等	内容
平成 25 年 12 月 17 日～ 平成 26 年 1 月 25 日 【40 日間】	● 「宇治市教育振興基本計画（初案）」に対する市民意見の募集	
平成 26 年 2 月 18 日	第 7 回宇治市教育振興基本 計画策定委員会	○ 「宇治市教育振興基本計画（初案）」に 対する市民意見の募集結果について ○ 宇治市教育振興基本計画（案）について

宇治市
教育振興基本計画

発行 平成 26 年 3 月

発行者 宇治市教育委員会

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

電話：0774-22-3141（代表）